

# 第2期香川県社会的養育推進計画



令和7年3月

香 川 県

## 目次

I	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の実施状況等の検証	1
II	香川県における社会的養育の現状	2
1	児童人口の推移	2
2	児童相談所における相談件数推移	2
3	児童相談所における児童虐待等への対応	3
III	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	4
1	基本理念及び基本目標	4
2	構成（施策体系）	5
IV	取組の方向性	6
1	こどもの権利擁護の推進に向けた取組	6
2	こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	11
3	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	18
4	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	21
5	児童相談所の強化等に向けた取組	23
6	一時保護のあり方	28
7	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	34
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	41
9	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	51
10	障害児入所施設における支援	59
11	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	60
	用語解説	64

## I 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

- 本県においては、令和2年3月に策定した「香川県社会的養育推進計画」に基づき、里親\*（\*は巻末の用語解説を参照）等委託の推進などをはじめとする社会的養育体制の充実に向けた取組を進めてきたところです。
- 令和4年改正児童福祉法においては、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われました。また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されました。
- こうした背景を踏まえ、既存の都道府県計画を見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的考え方や計画に記載すべき事項等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知））が示されました。
- これを受け、本県における社会的養育体制の一層の充実に必要があることから、当該策定要領に基づき、既存の「香川県社会的養育推進計画」を見直し、新たな計画を策定するものです。
- なお、本計画は、「第2期香川県健やか子ども支援計画」などと整合を図ることとしています。

#### 本計画における用語の説明

- ・社会的養育 保護者による適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- ・代替養育 社会的養育のうち、子どもを保護者から分離し、養育を行うこと。  
本計画においては、保護者による養育が困難又は適当でない子どもについて、児童福祉法に基づき児童相談所\*が行う措置又は委託の下、児童養護施設等の施設、里親等において養育を行うことをいう。

### 2. 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

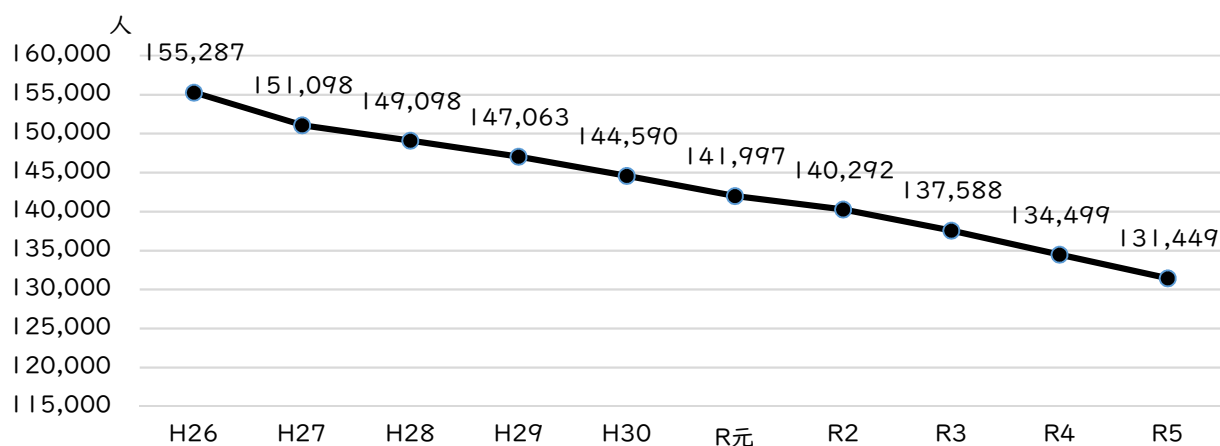
### 3. 計画の実施状況等の検証

- 計画の策定等に当たっては、香川県児童福祉審議会への意見聴取を行います。また、計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を施設・里親等の関係者で構成される会議へ報告します。
- 自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用します。

## II 香川県における社会的養育の現状

### 1. 児童人口の推移

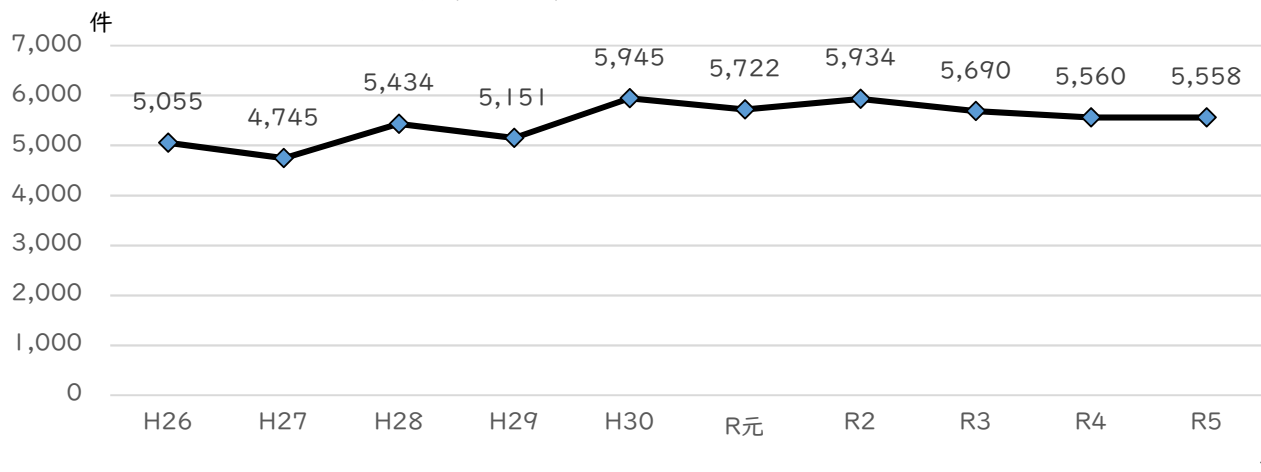
○ 本県における児童人口（18歳未満の子ども数）は減少が続き、平成26年の155,287人から令和5年の131,449人と10年間で約2万4,000人（15.4%）減少しています。



香川県統計調査課「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

### 2. 児童相談所における相談件数推移

○ 本県の児童相談所（子ども女性相談センター、西部子ども相談センター）で受け付けた相談件数は、平成26年度の5,055件から令和5年度の5,558件と約500件（10.0%）増加しており、児童人口あたりの相談率は上昇しています。

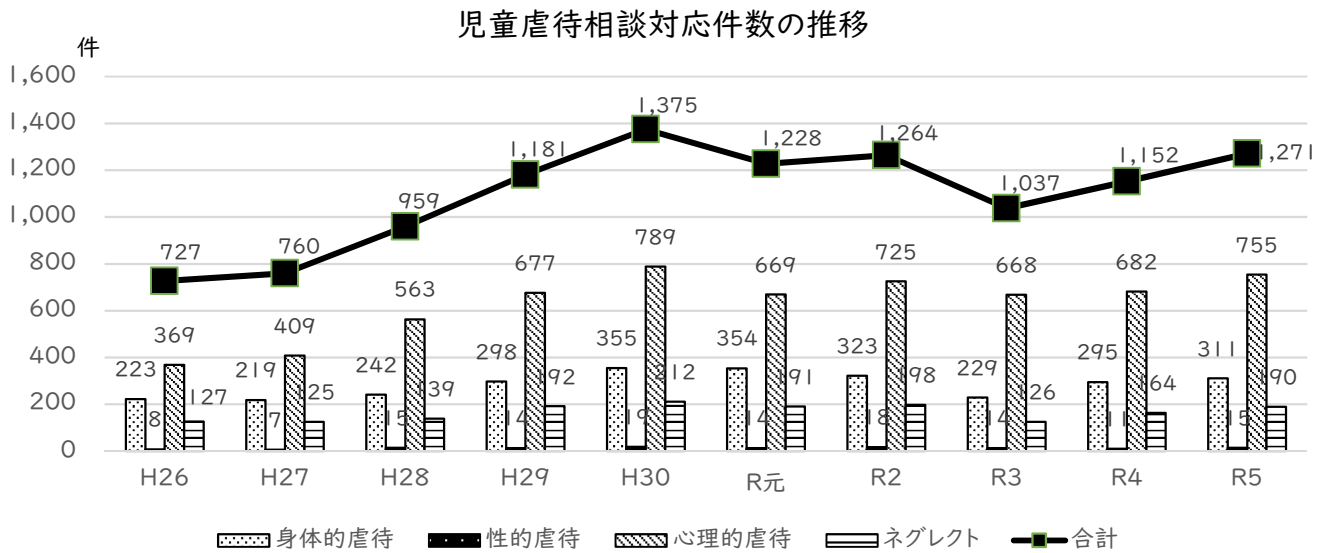


	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童人口 A	155,287	151,098	149,098	147,063	144,590	141,997	140,292	137,588	134,499	131,449
相談件数 B	5,055	4,745	5,434	5,151	5,945	5,722	5,934	5,690	5,560	5,558
相談率 B/A	3.26	3.14	3.64	3.50	4.11	4.02	4.23	4.14	4.13	4.23

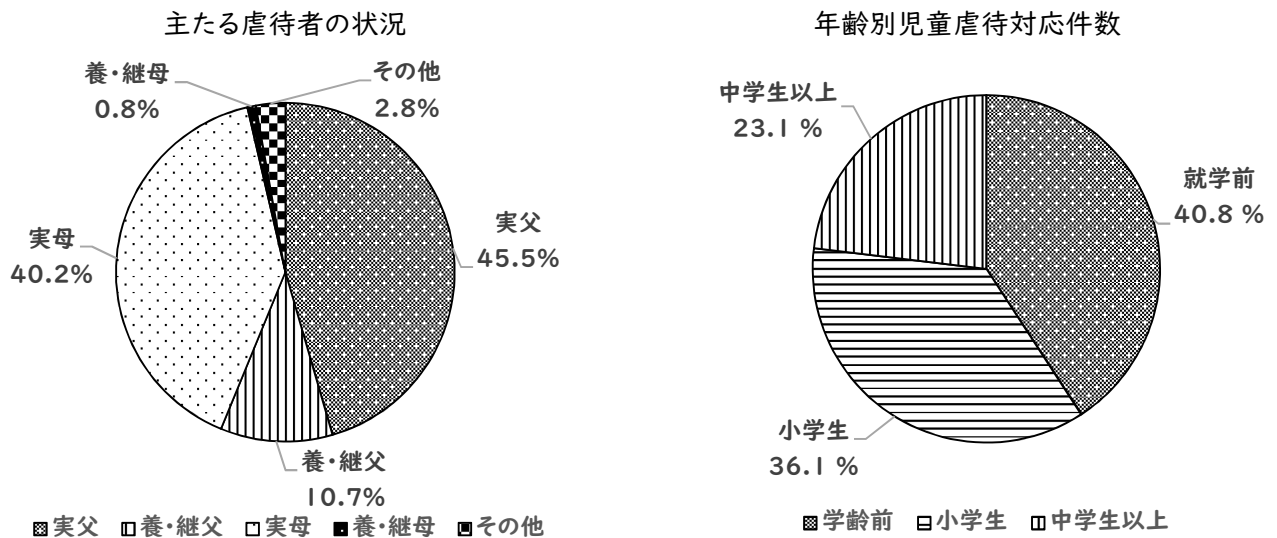
香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

### 3. 児童相談所における児童虐待\*等への対応

○ 児童相談所が受け付ける相談件数は高止まりであり、中でも、児童虐待に関する相談が増加しています。本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成26年度の727件から令和5年度の1,271件と約1.7倍に増加しており、依然として深刻な状況にあります。



○ 虐待者で最も多い項目は、実父と実母が不定期に入れ替わる状況にあり、令和4年度以降は実父が実母を上回っています。また、児童虐待を受けたこどもの年齢は、令和5年度は0歳から就学前が最も多く(40.8%)、次いで小学生(36.1%)、中学生以上(23.1%)となっています。



### Ⅲ 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

#### 1. 基本理念及び基本目標

##### (1) 基本理念

「社会的養育を必要とするこどもが年齢や発達に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに養育されるかがわづくり」

##### (2) 施策の基本目標

本計画の推進に当たっては、次の5つの目標に沿って、具体的な施策の展開を図ります。

###### ① こどもの権利擁護の推進

全てのこどもの育ちを保障する観点から、当事者であるこどもの意見をくみ取った上で、一人ひとりのこどものニーズに応じた支援の充実に努めます。

###### ② 在宅で生活しているこどもと家庭等への支援

こどもが家庭において健やかに養育されるよう、身近な地域において、こどもと保護者に対する継続的な支援を行うとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の観点も踏まえ、こどもや家庭、特定妊婦等\*のニーズを考慮した支援の充実に努めます。

###### ③ 適切な保護やパーマネンシー保障\*の理念に基づく養育の推進

児童虐待等により保護者による養育が困難又は適当でないと認められるこどもについて、安全確保や適切な環境の下での保護・養育が行えるよう、児童相談所の体制強化を進めるとともに、安全・安心な環境で適切なケアを提供できる受け皿の確保・充実に努めます。

また、児童相談所において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントをより推進するための体制づくりに努めます。

###### ④ こどものニーズに応じた代替養育

一人ひとりのこどもの最善の利益を考慮し、ケアニーズに応じた代替養育が提供できるよう、支援の充実に努めます。代替養育については、養子縁組、里親・ファミリーホーム\*への委託等により「家庭養育又は家庭と同様の養育環境における養育」を進めることを優先しますが、児童養護施設・乳児院等においても、できる限り良好な家庭的環境において養育がなされるよう、小規模かつ地域分散化に向け、必要な取組を進めます。

###### ⑤ 代替養育を受けているこどもの自立支援

代替養育を受けているこどもが、施設や里親の下を離れた後も、それぞれの置かれている状況に応じて、本人の意思を最大限に尊重しながら、必要な福祉サービス等も活用しつつ、社会の中で安定的に生活を営めるよう、寄り添った支援に努めます。

## 2. 構成（施策体系）

基本目標	項目
こどもの権利擁護の推進	1 こどもの権利擁護の推進に向けた取組
在宅で生活している こどもと家庭等への支援	2 こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組 (1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組 (2) 市町の家家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組 (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
	3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
適切な保護やパーマネン シー保障の理念に基づく 養育の推進	4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
	5 児童相談所の強化等に向けた取組
	6 一時保護のあり方
	7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組 (2) 親子関係再構築に向けた取組 (3) 特別養子縁組*等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
こどものニーズに応じた 代替養育	8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等 (2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
	9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向 けた取組 (1) 施設で養育が必要なこども数の見込み (2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に 向けた取組
	10 障害児入所施設における支援
代替養育を受けている こどもの自立支援	11 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握 (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

## IV 取組の方向性

### 1. こどもの権利擁護の推進に向けた取組

#### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

##### ① 現行計画における数値目標と達成見込み

	策定時	目 標		達成見込み
	R元年度末	R6年度	R11年度	R6年度末
措置について説明を受けた際に意見を表明できたこどもの割合(%)	50.7	75.4	100.0	79.4
これからの生活に関する気持ちや希望を表明できているこどもの割合(%)	68.9	84.5	100.0	81.9

##### ② 直近の取組結果等

- 令和4年改正児童福祉法を踏まえ、一時保護や入所措置等を採用する場合等において、児童相談所がこどもの意見・意向を適切に聴取できるよう、ガイドラインを踏まえた対応の見直しを図りました。
- こどものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めるとともに、第三者機関による苦情解決制度など意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めました。
- 一時保護中の生活等についてこどもの年齢や理解に応じた丁寧な説明を行うほか、困ったことや不満を感じたことがある場合の苦情解決箱の活用、苦情解決委員としての第三者委員の活用、児童福祉審議会を活用した相談窓口の設置など、こどもの意見が適切に表明されるような配慮に努めました。
- 令和4年度からは、第三者である意見表明等支援員（アドボケイト）が、児童養護施設や一時保護施設を定期的に訪問し、こどもの気持ち等を聴く（訪問アドボカシー\*）等による意見表明等支援事業を実施し、こどもの意見表明を支援しました。
- 定期的な施設等入所児童へのアンケートの実施等を通じ、施設等での生活状況や困ったことがないか等の把握を行い、必要に応じて改善につなげました。

#### (2) 資源等に関する地域の現状

- 令和4年改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化や、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が県の業務として位置付けられました。



○ 本県においても、国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を踏まえ、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていく必要があります。

① 現状及び課題

○ 代替養育を必要とする全てのこどもが、児童福祉施設や里親家庭で生活する中で安心して意見表明できる環境整備等が必要です。

○ 児童相談所職員は、人事異動が多く、適切な意見聴取等措置についての理解度にばらつきがあります。

○ こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発の実施は、訪問アドボカシー活動を実施している施設が中心であり、限定的です。

○ 訪問アドボカシー活動と召喚アドボカシー活動を並行して実施することで、こどもが意見表明等支援事業を利用できる体制を構築していますが、訪問アドボカシー活動を実施できていない児童福祉施設があり、代替養育を必要とするこどもの間で意見表明等支援事業を含むこどもの権利擁護に関する取組を利用できる環境に差が生じています。

○ 現在のアドボカシー事業所の体制では、訪問アドボカシー活動を県内全ての児童福祉施設及び一時保護施設で定期的実施することが難しい状況です。

令和5年度の訪問アドボカシー活動実施施設数

施設等	箇所数
児童相談所 一時保護施設	1か所
一時保護専用施設	1か所
児童養護施設	2か所
里親	1世帯

② 資源の必要量等の見込み及び整備目標

【定量的な事項】

項目	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5		R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数(受講者等数)	21 (305)	33 (335)	24 (313)	26 (317)	29 (325)	31 (329)	33 (335)
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数(受講者等数)	56 (648)	136 (806)	81 (699)	94 (725)	107 (751)	120 (777)	136 (806)

意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	83	229	202	235	231	233	229
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合(%)	32.7	100	82.1	97	97	100	100

○ 社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等について、定期的実施する研修に加え、アドボカシー活動と併せて研修や啓発プログラム等を実施します。訪問アドボカシー活動の実施施設を各年度2か所ずつ増やし、令和11年度には県内全ての児童福祉施設及び里親に対して実施することを目指します。

○ こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等について、訪問アドボカシー活動と併せて実施します。里親への訪問アドボカシー活動を見込んでいるため、令和11年度までに倍以上の回数を実施することとなっていますが、里親養育包括支援(フォスタリング)機関\*も協働して実施します。

○ 乳児院、障害児入所施設の職員に対して年1回程度の研修を行い、乳幼児や障害児など意見の表出が困難なこどもの意向が適切に汲み取れるよう図ります。

【定性的な事項】

項目	現状	必要量の見込み・整備目標 (目指すべき状態)
	R6	R11
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	措置児童等に対するアンケートに今年度から項目を追加し、把握している。	措置児童等に対するアンケートを毎年度実施して把握する。
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	措置児童等に対するアンケートに今年度から項目を追加し、把握している。	措置児童等に対するアンケートを毎年度実施して把握する。
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	措置児童等に対するアンケートに今年度から項目を追加し、把握している。	措置児童等に対するアンケートを毎年度実施して把握する。
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	児童福祉審議会児童相談部会において対応することとしている(部会設置要領を改正済み)。	児童福祉審議会児童相談部会において対応する。
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	社会的養育推進計画検討委員会委員に当事者を選定。別途、当事者へのヒアリングも複数回実施し、その意見を踏まえる。	社会的養護施策策定の際の検討委員に当事者を選定するとともに、別途、当事者へのヒアリングも複数回実施し、その意見を踏まえる。

### (3) 資源の整備・取組方針等

#### ① こどもへの意見聴取等措置の適切な実施

- 支援者の異動等により意見聴取等措置の理解度にばらつきが生じないように、異動・新任職員に対する研修に本項目を盛り込み、毎年度実施することで、適切な実施を図ります。また、こどもから聴取した意見等は十分に尊重されるよう関係者間で共有し、こども自身にもフィードバックします。

#### ② アドボカシー事業の取組促進

- 県内の全児童福祉施設への訪問アドボカシー事業の実施を目指して、未実施の児童福祉施設に対する事業説明や研修を実施します。また、事業実施範囲の拡大に伴い、アドボカシー事業所の機能強化、人材の確保、職員及びアドボケイトの専門性の向上について検討を進めます。

乳幼児や障害児などに関しては、こどもの権利擁護スタートアップマニュアルに「意見の表出が困難なこどもに対しては、非指示的アドボカシーの実施など意見聴取以外の方法を用いることが重要」とされていることから、施設職員に対して、適切に定期的な研修を行います。

- アドボケイト召喚カードによる召喚アドボカシー活動を継続的に実施し、訪問アドボカシー活動と併せて促進します。アドボカシー活動を実施する中でこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発等を実施し、認知度、理解度の促進を図ります。

#### ③ こどもの権利擁護に係る環境整備

- 児童福祉施設や里親家庭等において、代替養育を必要とする全てのこどもが安心して意見表明できる関係性の構築や環境整備が進められるよう、施設等に対して、助言や支援を行います。

- こどもの権利擁護の環境整備のため、こどもから措置及び処遇に係る意見等の申立てがあった場合、児童福祉審議会児童相談部会に意見が諮られる体制を取っており、その仕組みについて周知に努めます。

- 現在、措置入所前にはこどもの年齢に応じたこどもの権利ノートを配布・説明しており、分かりやすい権利学習機会を提供しています。その他、こどもが自分の意見を表明する上で使える手段として、親子のための相談LINE(SNS)・メール・手紙・電話等による児童相談所等への相談、施設等における第三者委員の活用、意見箱の設置、定期的なアドボケイトの訪問、召喚アドボカシーの活用などを実施しています。これらの活動を継続するとともに、代替養育を必要とするこども自身に十分に周知できるよう図ります。

- また、施設等に入所しているこども等に対して、定期的にアンケートを実施し、生活上の困りごとや意見表明ができてきているか等の状況の把握に努めるとともに、今後の施策への反映に努めます。

【評価のための指標】

- ・社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
- ・意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうちの事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況(子どもと利益相反のない独立性を担保しているか)
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度
- ・措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対し子どもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子どもの委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

## 2. こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

### (1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

#### ① 現行計画の達成見込み・要因分析

##### ア 現行計画における数値目標と達成見込み

	策定時	目 標		実 績	達成見込み
	R元年度末	R6年度	R11年度	R5年度	R5/R6
児童相談所から市町への事案送致・在宅指導措置委託件数	237件	268件	318件	203件	75.7%

##### イ 直近の取組結果等

○ 市町の相談支援体制等の充実に向けて、市町職員向けの研修を実施したほか、子ども女性相談センターの地域連携支援室が、市町に出向いての出前講座や、面接や家庭訪問への助言、困難事案への同行支援などの伴走型の支援を実施しました。

○ 令和5年度までに全ての市町に子ども家庭総合支援拠点が設置されました。また、令和4年改正児童福祉法により、市区町村において設置が努力義務となった「こども家庭センター」については、令和6年4月時点で5市町（高松市、善通寺市、東かがわ市、三豊市、直島町）に設置されています。

○ 児童相談所から市町への事案送致・在宅指導措置委託件数については、令和5年度末で203件と令和6年度末の目標値には達していません。

○ 今後、こども家庭センターの設置をはじめとする市町の相談支援体制の整備と対応力向上に向けた更なる支援とともに、市町との連携体制の強化が必要です。

#### ② 資源等に関する地域の現状

○ 令和4年改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置が、市区町村の努力義務とされました。

○ 本県においても、市町がこども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施する必要があります。

##### ア 現状及び課題

R5年度	要保護児童数	要支援児童数	特定妊婦数
実人数（17市町合計数）	869人	1,587人	123人

○ 令和6年4月時点で、こども家庭センターを設置しているのは 17 市町中5市町にとどまります（設置率 29.4%）。全国（合計）の設置率 50.3%に比較して低調であり、県下全域において等しくこどもや家庭への支援体制の充実を図る観点からは、全市町において早期に設置される必要がありますが、統括支援員の確保・育成等に課題を抱える市町があります。

○ 市町によってこどもや家庭への支援に係る対応力に格差があり、児童相談所と市町の間で、個別ケースに係るアセスメントに差異が生じていることから、児童相談所から市町への事案送致や在宅指導措置委託も十分に行われていない状況にあります。

## イ 資源の必要量の見込み及び整備目標

### 【定量的な事項】

項目	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	5※	17	10	13	17	17	17
こども家庭福祉行政に携わる 市区町村職員に対する研修 の実施回数(受講者数)	29 (680)	33 (816)	33 (816)	33 (816)	33 (816)	33 (816)	33 (816)

※現状のうち、こども家庭センターの設置数についてはR6年4月1日現在の設置数。

### 【定性的な事項】

項目	現状	必要量の見込み・整備目標 (目指すべき状態)
	R6	R11
都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備	現在、高松市との人材交流を実施。高松市職員1名が子ども女性相談センターに配属されている。	高松市との人材交流を継続するとともに、高松市以外の市町との人材交流についても検討する。
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	5市町においてこども家庭センターを設置している。	全市町がこども家庭センターを設置し、国の定める「こども家庭センターガイドライン」に沿って、母子保健機能・児童福祉機能それぞれによるサポートプランに加え、両機能による一体的な支援が必要な者に対して実行性のあるサポートプランを作成するための一体的支援体制を整備する。

## ③ 資源の整備・取組方針等

### ア こども家庭センターの設置促進に向けた取組

○ こども家庭センターに配置が義務付けられている統括支援員やその候補者となる職員等を対象とした、こども家庭支援に関する実践的研修を通じて、市町における統括支援員の確保・育成を図ります。

## イ こども家庭センターにおける支援体制の充実

- こども家庭センターの母子保健機能・児童福祉機能それぞれが、国の「こども家庭センターガイドライン」を踏まえてサポートプランを作成するとともに、両機能による一体的な支援が必要な者に対しては、統括支援員のファシリテーションの下、合同ケース会議を通じて支援方針を検討した上でサポートプランを作成する必要があります。
- こうした一体的な支援体制の充実に向けては、市町において様々なニーズに対応できるような人員体制を整備するとともに、県において市町の保健師を対象とした研修や、地域連携支援室が実施する市町の児童福祉担当職員を対象とした研修、統括支援員研修等を通じて、市町担当職員の対応力の向上を図ります。

## ウ 市町との連携促進

- 児童相談所におけるDX\*を推進し、初期調査をはじめとする業務の質の向上や市町との情報連携を促進するとともに、業務効率化を進めて職員の事務負担の軽減を図り、こども等への直接的な支援を充実させます。
- 将来的には、関係する市町の職員に援助方針会議への参加を促し、実際の児童相談所職員のケース検討を見てアセスメントのポイントを共有することなども検討します。
- 児童相談所職員が要保護児童対策地域協議会（要対協）の実務者会に出席した際には、積極的にケースへの支援に関する技術的な助言を行います。
- 児童相談所においては、市町等の関係機関との連携の下、適切に在宅指導を行うとともに、市町が対応することが適当なケースについては市町へ事案送致を行います。また、こどもや保護者の状態、地理的状况、過去の相談経緯等から、児童相談所の指導の下、こどもの身近な場所において家庭支援事業を活用する等の支援が適当と考えられるケースについては、市町に在宅指導措置の委託を行い、市町との連携を図りながら、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施します。

## エ ヤングケアラーに対する支援

- 市町職員や学校の教職員、支援機関の職員等を対象として、有識者等による講演や事例検討等を含む研修会を実施することにより、市町等関係機関の連携を促進するとともに、ヤングケアラー等が悩みや経験を共有できるオンラインサロンを設置・運営します。
- 市町と連携し、県内全域での支援体制の一層の充実や18歳以上のヤングケアラーの相談支援体制の整備に取り組みます。

【評価のための指標】

- ・こども家庭センターの設置数
- ・こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・都道府県と市町との人材交流の実施状況
- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

(2) 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

① 資源等に関する地域の現状

○ 令和4年改正児童福祉法においては、新たに子育て世帯訪問支援事業\*、児童育成支援拠点事業\*及び親子関係形成支援事業\*が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。

○ 市町においては、家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた効果的な支援の実施が求められており、そのためには、令和7年度を始期とする第三期こども・子育て支援事業計画において、支援に必要かつ十分な量を見込む必要があります。

ア 現状及び課題

○ 本県は、乳児院及び児童養護施設の設置数が少なく、またこれら施設の定員に対する入所率が高いため、子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の受入れ人数に限りがあります。加えて、近隣市町が重複してこれら施設に子育て短期支援事業を委託している状況であり、サービスの利用を希望する家庭のニーズに十分に応えられていない状況にあります。

○ 一方で、子育て短期支援事業を委託している里親等の令和5年度実績は、里親が2件、ファミリーホームが1ホームにとどまります。

イ 資源の必要量の見込み及び整備目標

項目	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
市町こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策(市町計)			別添				
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	3	3	3	3	3	3	3



## ② 資源の整備・取組方針等

- 市町が行う家庭支援事業の充実に向けて、市町の取組状況を把握するとともに、必要に応じて助言や情報提供を行うなどの支援を行います。
- 子育て短期支援事業については、登録里親のうち受託可能な里親やファミリーホームについて、市町と情報を共有し、円滑に事業を利用できる体制づくりを促進します。また、子育て短期支援事業の受託が可能な養育里親や、子育て短期支援事業を専門に受託する里親の新規開拓について、市町と連携し、自治会や子育てサークル等を活用するなど、効果的な取組を検討して実施します。
- 母子分離をせずに支援を行うことができる母子生活支援施設は、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性があることから、一層の活用に向けて連携強化を図ります。

### 【評価のための指標】

- ・市町こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率
- ・市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

## (3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

### ① 現行計画の達成見込み・要因分析

#### ア 現行計画における数値目標と達成見込み

	策定時	目標		実績	進捗率 R5/R6
	R元年度末	R6年度	R11年度	R5年度	
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数	10件	21件	31件	7件	33.3%

#### イ 直近の取組結果等

- 児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数については、令和5年度末で7件と令和6年度末の目標値には達していません。
- 児童相談所の業務負担が大きくなっていることや、市町に対して専門的な助言等を行う役割が求められていることを踏まえ、機能強化等に向けた取組を行う必要があります。
- 地理的条件やこどもの状況を踏まえ、在宅指導措置委託が適当なケースについて、一層の活用に努める必要があります。

② 資源等に関する地域の現状

- 児童家庭支援センターは、児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化されたものであり、身近な地域の相談機関として子育てに関するあらゆる相談に応じるほか、児童相談所から児童虐待事案等に係る在宅指導措置委託を受け、こどもや保護者に対する相談支援を行う役割を担っています。
- また、こども家庭センターに対しても、こどもや家庭に対する支援について、積極的に技術的助言を行うことなどを通じて、バックアップ機能を発揮していくことが求められています。

ア 現状及び課題

- 現在、児童家庭支援センターは、東かがわ市に1か所設置されているのみであり、島しょ部をはじめとして児童相談所が身近にない地域において、児童家庭支援センターの設置が可能な民間団体等の受け皿を確保することが課題となっています。
- 児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託が伸び悩んでおり、児童相談所におけるケース選定の見直しや児童家庭支援センターの受入れ体制の充実が求められます。

児童家庭支援センターの事業実績

	R元	R2	R3	R4	R5
相談件数※	906件	1,064件	863件	854件	567件
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	10件	9件	5件	7件	7件

※相談件数は、支援対象家庭のほか、市町等の関係機関からの相談を含む。

イ 資源の必要量の見込み及び整備目標

項目	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	1	1	1	1	1	1	1
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	7	21	10	13	16	19	21
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	1	1	1	1	1	1	1

③ 資源の整備・取組方針等

ア 児童家庭支援センターの設置等

- 児童相談所が身近にない地域における、児童家庭支援センターの設置も含めたこどもや家庭

の支援体制の充実に向けて、児童相談所、関係市町、施設、民間団体等による検討を進めます。

#### イ 児童家庭支援センターの機能強化

- 現在設置されている児童家庭支援センターは、児童養護施設に併設されており、施設の有する地域支援機能や里親支援機能との連携を図るなど、更なる機能強化に向けた支援を行います。

#### ウ 児童相談所や市町との連携

- 児童相談所においては、改めて、地理的条件やこどもの状況を踏まえて、適当であると判断されるケースについては、積極的に在宅指導措置委託を行い、児童家庭支援センターが持つ専門的な知識・技術のより一層の活用に努めます。

- こども家庭センターによる地域のこどもや家庭に対する相談支援体制の強化に向けて、市町が児童家庭支援センターから積極的に助言や援助を受けられるよう、県が中心となって、市町と児童家庭支援センターの一層の連携促進を図ります。

#### 【評価のための指標】

- ・児童家庭支援センターの設置数
- ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

### 3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### (1) 資源等に関する地域の現状

- 全国の児童虐待による死亡事例のうち、乳児が約6割で、その半数は生後0か月児となっている状況を踏まえ、妊娠中やその後のこどもの養育等に困難を抱える女性について、地域において、医療機関や市町、児童相談所等の関係機関が連携し、早期発見からの伴走支援を実施することにより、安全な出産とその後の安定した生活に向けた切れ目のない支援体制の構築が必要です。
  - 令和4年改正児童福祉法においては、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置付けるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。
  - 支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、この妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要があります。
- ① 現状及び課題
- 令和5年度に各市町の要対協に登録された特定妊婦は123名となっています。
  - 各市町が把握した特定妊婦等について、要対協において状況を確認しながら支援を行っていますが、支援の充実に当たっては、児童福祉部門と母子保健部門との一層の連携や、女性支援部門との連携が必要です。
  - 特定妊婦等に対しては、子育て短期支援事業や養育支援訪問事業\*、子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業による支援が効果的であると考えられますが、令和6年度の実施状況を見ると、子育て短期支援事業は14市町、養育支援訪問事業は全市町が実施しているのに対して、子育て世帯訪問支援事業の実施は6市町にとどまっています。
  - また、市町の産後ケア事業は、実施施設の偏在や利用料の高さなどが課題であり、令和5年度の利用率(利用実人数/出生数)については、宿泊型が1.7%、デイサービス型が3.8%、アウトリーチ型が1.1%と伸び悩んでいます。
  - 予期せぬ妊娠等をした妊産婦等に対する匿名での相談窓口はありますが、妊産婦等生活援助事業を実施している施設等はなく、生活支援等を担う場所が不足しています。

## ② 資源の必要量等の見込み及び整備目標

項目	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0	1	0	0	0	1	1
助産施設の設置数	3	3	3	3	3	3	3
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数(受講者数)	5 (198)	5 (198)	5 (198)	5 (198)	5 (198)	5 (198)	5 (198)

### (2) 資源の整備・取組方針等

#### ① 市町等との連携

- 全ての妊婦を対象に、アンケートと保健師等の専門職による面談を行い、リスクのある妊婦や家庭を把握するとともに、継続的に家庭訪問や利用できるサービスの調整を行うなど、妊娠期から出産後に至るまでの伴走型支援を行う市町の児童福祉及び母子保健担当職員等を対象に、専門家等による研修を実施し、支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 産後ケア事業に係る連絡調整会議の開催や実施施設の掘り起こし、集合契約の締結のほか、多胎妊産婦の育児支援等のサポーターの養成・派遣など、市町が行う妊娠・出産包括支援事業の実施体制の充実を図ります。
- 要対協や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議などを活用して、市町や産科医療機関、児童相談所、女性相談支援センターなどの関係機関において、地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくりを推進し、連携体制の構築を図ります。
- 広く妊娠・出産の悩みを電話や対面で助産師に相談できる「妊娠出産サポート」や、予期せぬ妊娠について産婦人科医にメールで相談できる「かがわ妊娠SOS」といった匿名でも相談できる窓口の情報が困難を抱える妊婦に届くよう、効果的な周知方法を検討し、実施します。
- 産婦人科等の医療機関に特別養子縁組の啓発リーフレットを配置することなどを通じて、出産後にこどもの養育ができない事情のある女性に対して当該制度の周知を図ります。

#### ② 妊産婦等生活援助事業の実施体制の整備

- 特定妊婦等に対する相談支援、生活支援、自立支援等を充実させるため、市町や関係施設とともに、妊産婦等生活援助事業の実施に向けて検討を行います。

**【評価のための指標】**

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

#### 4. 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

##### (1) 代替養育が必要なこども数の見込みに係る検討

- 20歳未満の人口は減少が続ки、令和元年度から令和5年度の各年度における前年度からの減少数の平均は、2,954人となっています。一方、代替養育を必要とするこども数は、年により若干のばらつきはあるものの、概ね横ばいとなっていることから、20歳未満の人口に占める代替養育割合は若干の増加傾向となっており、令和元年度から令和5年度の各年度における前年度からの増減を見ると、平均で年0.0006%増加しています。

##### 代替養育が必要なこども数の推移

(人、%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童人口(20歳未満) a	173,352	167,092	167,153	165,993	163,605	160,705	156,292	154,691	152,137	148,835
一時保護児童数	507	559	612	511	510	665	818	770	652	793
①乳児院	14	21	18	15	20	20	19	18	19	13
②児童養護施設	137	130	128	134	129	131	138	125	117	128
③里親委託	37	33	35	34	38	32	41	32	32	31
④ファミリーホーム	8	6	6	7	8	7	10	11	4	10
⑤児童自立支援施設	19	14	14	11	12	13	14	11	7	9
⑥児童心理治療施設	15	14	14	14	12	17	13	10	7	13
⑦自立援助ホーム	6	11	9	12	18	16	11	16	15	14
⑧福祉型障害児入所施設	21	22	25	28	30	29	32	30	29	30
⑨医療型障害児入所施設	9	9	8	8	7	10	8	7	8	6
代替養育こども数 b (①~⑨合計数)	266	260	257	263	274	275	286	260	238	254
代替養育が必要なこども の割合 b/a	0.153	0.156	0.154	0.158	0.167	0.171	0.183	0.168	0.156	0.171

※児童人口(20歳未満)は各年度10月1日時点(人口移動調査)、その他は各年度末時点の数(⑧、⑨は12月1日時点)。  
⑧、⑨は児童相談所による措置児童数を計上。

##### 代替養育を必要とするこども数の見込み(全体)

(人、%)

	平均 増減値	R5 (実績)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口 (20歳未満) A	-2,954	148,835	145,881	142,927	139,973	137,019	134,065	131,111
代替養育割合 B	0.0006	0.171	0.172	0.172	0.173	0.173	0.174	0.175
代替養育こども 数 A×B		254	250	246	242	238	233	229

※こども数の端数は四捨五入。

- 20歳未満の人口、代替養育を必要とするこども数ともに、今後も同様の傾向が続くと考えられることから、過去5年間に於ける代替養育割合の平均上昇率をもとに、今後の代替養育を必要と

するこども数の見込みを算出します。

○ 令和5年度末時点で、20歳未満人口の0.171%にあたるこどもが代替養育を受けています。これを起点とした推計からは、計画の終期である令和11年度は0.175%のこどもが代替養育を必要とすると考えられます。

○ また、代替養育を受けているこどもの年齢区分は過去5年間に於いて、3歳未満が8.2%、3歳から就学前が14.3%、学童期以降が77.5%となっています。

代替養育を必要とするこども数の年齢区分別数・割合 (人、%)

	R1		R2		R3		R4		R5		平均 割合
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
合計	275	100	286	100	260	100	238	100	254	100	100
3歳未満	22	8.0	25	8.7	24	9.2	19	8.0	18	7.1	8.2
就学前	32	11.6	36	12.6	31	11.9	36	15.1	51	20.1	14.3
学童期 以降	221	80.4	225	78.7	205	78.8	183	76.9	185	72.8	77.5

代替養育を必要とするこども数の見込み(年齢区分別) (人、%)

	平均割合 (R1~R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計	100	250	246	242	238	233	229
3歳未満	8.2	21	20	20	20	19	19
就学前	14.3	36	35	35	34	33	33
学童期以降	77.5	194	191	188	184	181	177

※年齢区分別の人数は、四捨五入しているため、合計と合致しない場合がある。



## 5. 児童相談所の強化等に向けた取組

### (1) 現行計画の達成見込み・要因分析

#### ① 現行計画における数値目標と達成見込み

項目	策定時	目標		達成見込み
	R元年度	R6年度	R11年度	R6年度末
児童福祉司任用後研修修了者数 (延人数)	49人	50人	75人	110人
家族再統合プログラム実施件数 (累計)	171件	380件	760件	766件

#### ② 直近の取組結果等

- 児童福祉司及び児童心理司について、配置基準の見直しを踏まえた体制整備を行いました。また、児童相談所に配置した弁護士や警察官と連携し、児童相談所における法的対応力の向上や困難事案への対応力強化を図りました。
- 児童虐待の背景には、DVがあることも多いことから、児童相談所と女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターとの一層の情報共有と連携強化を進めるとともに、児童虐待とDVの双方を有する事案への対応力の向上を図りました。
- 児童相談所職員の専門性向上のため、法定義務研修の実施や研修派遣等を行うとともに、個々の事案に適した家族再統合プログラムの効率的な作成が可能となるよう、保護者等支援・指導事業等を実施した結果、児童福祉司任用後研修修了者数、家族再統合プログラム実施件数ともに計画内容を大きく上回る実績でした。

### (2) 資源等に関する地域の現状

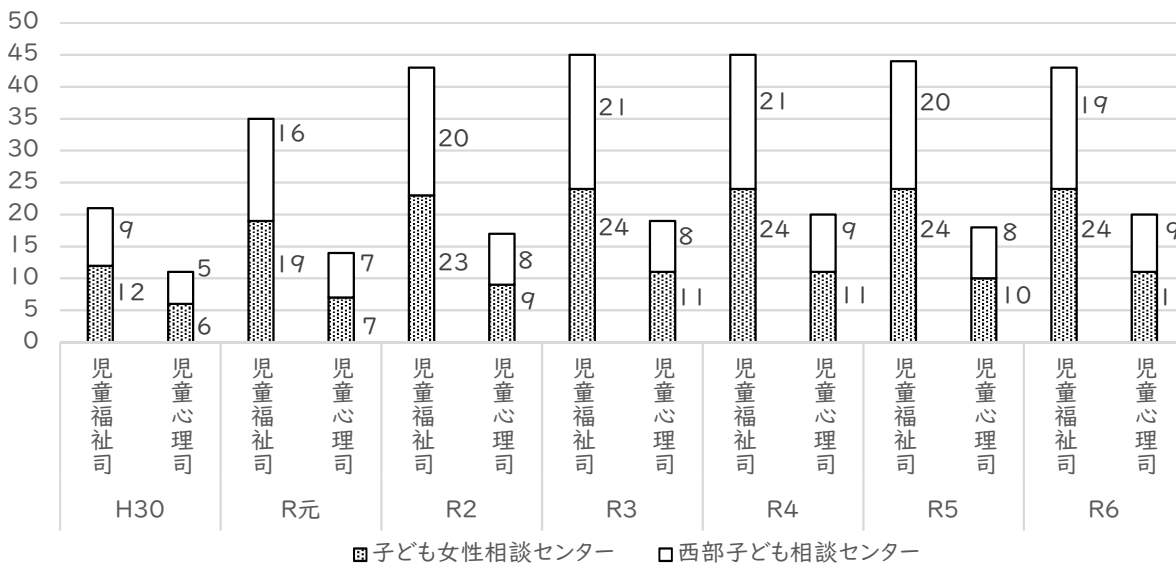
- 国においては、児童相談所等の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策をさらに進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所の体制強化として児童福祉司、スーパーバイザー及び児童心理司の増員を、専門性強化として職員研修の実施等による専門性の向上を図るための取組を推進しています。
- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から、こども家庭福祉分野における新たな認定資格として、こども家庭ソーシャルワーカーが創設されました。

#### ① 現状及び課題

- 児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師及び保健師について、配置基準に基づき、適正な配置を行ってきました。なお、弁護士(非常勤嘱託)については、現在、中央に週3.5日(3名)、西部に週1日(1名)を配置し、平日はいずれかの児童相談所に弁護士がいる体制になっていますが、週に半日、不在の日が発生しています。

(人)

### 児童福祉司・児童心理司の配置状況



香川県子ども家庭課(各年度)

- 第三者評価については、令和6年度に西部子ども相談センターが実施しており、各児童相談所において、3年に一度実施することとしています。
- 児童虐待相談対応件数の増加に伴い、児童相談所においては、初期調査や資料・記録作成等の業務負担が増大しており、本来注力すべきこども等への直接的な支援に従事できる時間を十分に確保できていない状況があります。また、経験の浅い職員が増加したことにより、これら職員を指導する中堅職員の負担が増大しています。
- 令和4年改正児童福祉法により、こども家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされましたが、市町の相談支援体制の充実に向け、児童相談所による一層の技術的支援が求められています。
- 児童相談所と市町の間で初期調査の項目やアセスメントに認識の相違が生じることにより、スムーズな連携が困難な場合があります。事案送致や指導措置委託も十分に行われているとは言い難い状況にあります。

② 資源の必要量等の見込み及び整備目標

項目	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口	中央 537,022 西部 388,386	100万人 以下	—	—	—	—	—
第三者評価を実施している児童相談所数	1	2	2	2	2	2	2
児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司 43 (中央24、 西部19) 児童心理司 20 (中央11、 西部9)	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上
市町村支援児童福祉司の配置数	1	1	1	1	1	1	1
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	中央5 西部4	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上	配置基準 以上
医師の配置数	中央1 西部1 ※非常勤	中央1 西部1 ※非常勤	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1
保健師の配置数	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1	中央1 西部1
弁護士の配置数	0.9 ※非常勤	1 ※非常勤	0.9	0.9	1	1	1
こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修の受講者数	294	324	300	306	312	318	324
専門職採用者数	57.4%	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持

(3) 資源の整備・取組方針等

① 児童相談所の体制強化

- 児童福祉司、児童心理司、医師及び保健師について、引き続き、計画的かつ適正な配置を進めるとともに、児童虐待等の発生状況や傾向を的確に捉えた適切な組織体制の整備に努めます。弁護士については、平日は午前・午後ともに中央・西部いずれかに配置されている状態を目指します。

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、代替養育が必要な子どもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、里親等委託を検討するほか、既に代替養育がなされている子どもに対しては、家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要がある、こうしたケースマネジメントを実施するための専門チームや係の配置などの体制整備に向けた検討を行います。
- 引き続き、児童相談所に配置した弁護士や警察官と連携し、児童相談所における法的対応力の向上や困難事案への対応力強化を図ります。
- 児童虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図るとともに、子ども又は保護者への医療的ケアを要する事案への援助方針の検討を行うに当たっては、医師等からの医学的知見に基づく助言を活用します。
- 児童相談所と関係機関との適切な役割分担、連携を図るため、市町をはじめ、学校、警察、医療機関、児童福祉施設、保健所その他の関係機関との一層の連携強化を推進します。
- 児童相談所と女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターとの一層の情報共有と連携強化を進めるとともに、児童虐待とDVの双方を有する事案への対応力の向上を図ります。
- 児童相談所におけるDXを推進し、初期調査をはじめとする業務の質の向上や市町との情報共有を促進するとともに、業務効率化を進めて職員の事務負担の軽減を図り、子ども等への直接的な支援の充実につなげます。

## ② 児童相談所の専門性の強化

- 児童福祉司等に対する法定研修について、児童福祉司等が必要な研修を着実に受講できるよう、計画的な実施に努めるとともに、職種や経験年数等に応じた研修の実施や、他県の先進的な取組を実践している児童相談所等の職員や学識経験者を講師として招くなどし、研修の充実を図ります。
- 児童相談所職員に対し、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進します。

### 【評価のための指標】

- ・児童相談所の管轄人口
- ・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
- ・児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・市町村支援児童福祉司の配置数
- ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数

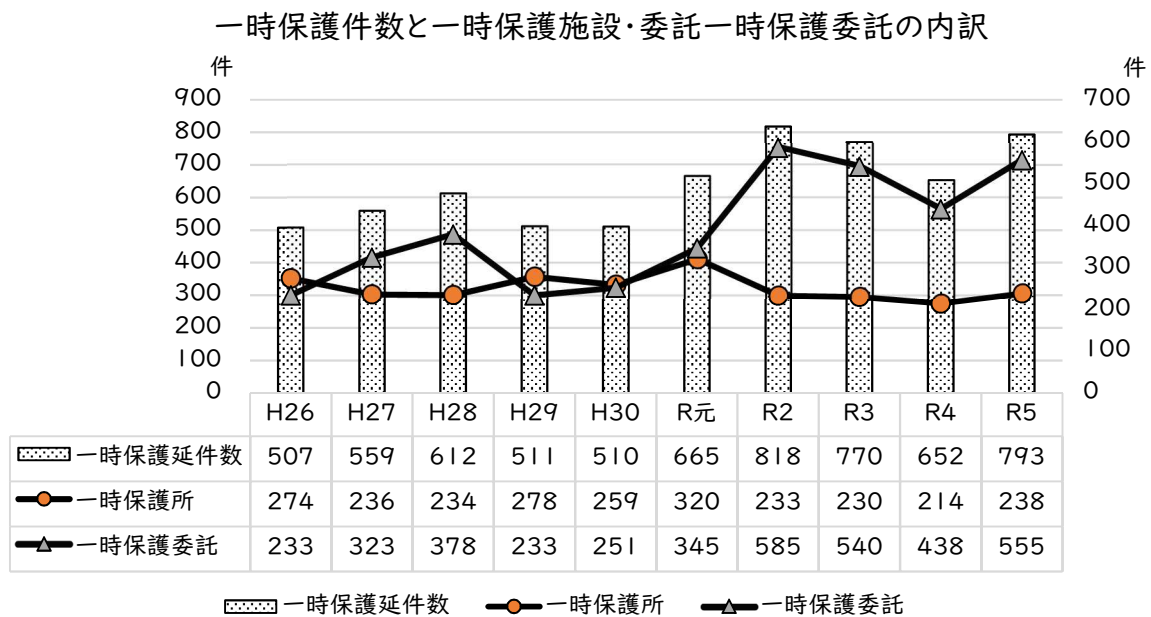
- ・医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)
- ・保健師の配置数
- ・弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)
- ・こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数
- ・専門職採用者数(割合)

## 6. 一時保護のあり方

### (1) 一時保護が必要なこども数の見込み

○ 一時保護の対象となる 18 歳未満の児童人口は年々減少し、過去5年間に於ける減少数は年平均で2,628 人となっています。

○ 一方、一時保護件数は、平成 30 年度までは横ばい傾向でしたが、令和元年度から大幅に増加しており、令和2年度には過去最多の 818 件となりました。その後は、700 件～800 件程度を推移しています。



香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

### 一時保護件数等の推移

(人、%)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童人口(18歳未満) A	144,590	141,997	140,292	137,588	134,499	131,449
児童人口増減 B	-	-2,593	-1,705	-2,704	-3,089	-3,050
平均増減数 C	-2,628					
一時保護延件数(延児童数) D	510	665	818	770	652	793
一時保護施設での一時保護 E	259	320	233	230	214	238
一時保護委託 F	251	345	585	540	438	555
一時保護児童率 G (D/A×100)	0.353	0.468	0.583	0.560	0.485	0.603
一時保護児童率の伸び H	-	0.116	0.115	-0.023	-0.075	0.119
一時保護児童率の平均伸び率 I	-	-	-	0.007		

※児童人口は各年度 10 月 1 日時点(人口移動調査)、一時保護延件数は各年度末時点の数。

○ 児童人口に占める一時保護率も、一時保護件数の増加に伴い、令和元年度以降大幅に増加しましたが、令和3年度以降は一定横ばい傾向となってきたことから、直近3年間の平均伸び

率(0.007%)を用いて、今後の一時保護件数の見込みを算出することとします。

- これにより、令和5年度を基準として計画期間中の一時保護件数の見込みを算出したところ、令和11年度では一時保護件数が745件となることが見込まれます。

一時保護件数の見込み

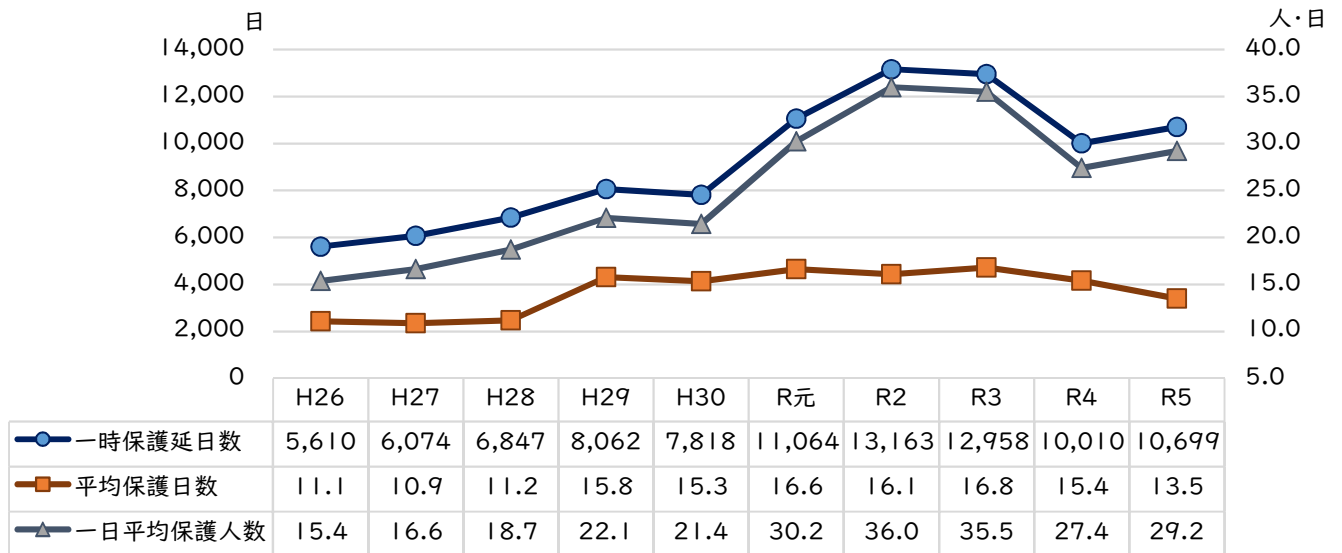
(人、%)

	平均増減値 (R3~R5)	R5 (実績)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童人口 (18歳未満) A	—	131,449	128,821	126,193	123,565	120,937	118,309	115,681
一時保護率 B	0.007	0.603	0.610	0.617	0.623	0.630	0.637	0.644
一時保護延 件数 AB※	—	793	786	778	770	762	754	745

※一時保護延件数の端数は四捨五入。

- また、一時保護延べ日数は、件数同様、令和元年度以降大幅に増加し、直近では1万件から1万3千件の間で推移しているほか、平均保護日数は、近年15日前後で推移しています。

一時保護延日数と平均保護日数



● 一時保護延日数    ■ 平均保護日数    ▲ 一日平均保護人数

香川県子ども女性相談センター(各年度末現在)

## (2) 現行計画の達成見込み・要因分析

### ① 現行計画における数値目標と達成見込み

	策定時	目 標		達成見込み
	H30 年度末	R6年度	R11 年度	R6年度末
一時保護専用施設 設置数	0か所	1か所	2か所	1か所

### ② 直近の取組結果等

- 一時保護が必要な子どもの中には、閉鎖的な環境で安全確保を図る必要がある子どもがいる一方で、開放的な環境での行動観察等が必要な子どももいることを踏まえ、児童相談所の一時保護施設のほか、児童養護施設や特に乳幼児を中心に里親等への委託一時保護を活用するなど、多様な受け皿の確保を図りました。
- 令和2年度から、一時保護専用施設（1ユニット）を設置し、当該専用施設を設置する社会福祉法人に対し運営費を支援しました。
- 一時保護施設では、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、自己評価の実施に加え、令和4年度から外部機関の第三者評価を受審し、支援の質の向上に努めました。

### (3) 資源等に関する地域の現状

- 一時保護は、安全確保やアセスメントを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格を有することに留意して、一時保護の目的を達成した上で、できる限り良好な家庭的環境の確保や個性を尊重する必要があることから、子どもの年齢や状況に応じた一時保護の環境整備が必要です。

#### ① 現状及び課題

- 一時保護件数の増加に伴い、受け皿の確保が喫緊の課題となっています。一時保護施設の不足により、本来中卒年齢以上を対象としている自立援助ホームに年少の子どもを一時保護委託するケースや、新規の一時保護児童の受入れ調整のために子どもの一時保護場所を変更するケースなどが頻回に発生しており、子どもの行動観察が不十分となったり、安定した生活環境の確保が困難となっています。
- 現在の一時保護施設は、定員と部屋数が一致しない状況となっています。個室対応の観点からは、入所定員（20人）より少ない12人（個室数）までの受入れが基本となり、こうした状況も踏まえて、一時保護専用施設の整備や、今後の一時保護施設のあり方の検討を進める必要があります。
- 令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準や新たな「一



時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護施設の人員配置や環境整備等を行う必要があります。

② 資源の必要量等の見込み及び整備目標

- 現在、一時保護施設1か所(個室数 12)、一時保護専用施設1か所(定員6人)が、恒常的に一時保護先として確保できる枠となっており、それらで対応できない等の場合には、児童自立支援施設や児童養護施設等の空き室や、里親等における一時保護委託を実施しています。

一日当たりの保護件数からみた一時保護の受け皿 (人)

	一日平均保護人数(a)	一時保護施設部屋数(b)		一時保護専用施設定員		その他の施設、里親等 a-b-c
		(12部屋)	平均保護人数(実績)	(6人)(c)	平均保護人数(実績)	
R1	30.2	12	12.3	—	—	18.2
R2	36.0	12	13.2	6	5.1	18.0
R3	35.5	12	14.1	6	4.2	17.5
R4	27.4	12	9.6	6	3.2	9.4
R5	29.2	12	9.8	6	4.5	11.2
R6(4~10月)	42.2	12	11.8	6	4.7	24.2

その他の一時保護に関する状況(令和6年4月~9月)

- ・一時保護施設における保護人数:①12人を超えた日:56日、②12人となった日:50日
- ・中学生以下の子どもを自立援助ホームへ一時保護委託した件数:68件

項目	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	20	20	20	20	20	20	20
一時保護専用施設設置数	1	3	1	1	2	3	3
委託一時保護が可能な施設数	14	20	18	18	19	19	20
委託一時保護が可能な里親数	76	108	86	92	98	103	108

- 施設や里親への一時保護委託は、空きがないことや、急な保護への対応が難しい等で、必要な時に委託可能とは限らず、委託先の確保に難航するケースも多いです。過去5年間で、一日平均保護人数(27~36人)と一時保護施設及び一時保護専用施設の枠(計18人)の差は、約10~20人となっており、この不足分について、安定的に一時保護を行うため、一時保護専用施設の設置数を3か所と見込みます。

- 一時保護委託が可能な施設については、ファミリーホーム、自立援助ホームの施設増の見込みに合わせて増加すると想定します。

- 一時保護委託が可能な里親については、令和11年度には、養育里親登録数の目標数である200世帯から、里親委託中と想定される世帯数(61世帯)を減じた数に、令和5年度末時点で委託一時保護が可能な里親の割合(77.6%)を乗じて算出します。

項目	現 状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設職員に対する研修の実施回数	15	17	15	16	16	17	17
一時保護施設職員に対する研修の受講者数	69	79	69	74	74	79	79
第三者評価を実施している一時保護施設数	1	1	1	1	1	1	1

### (3) 資源の整備・取組方針等

#### ① 一時保護の受け皿の確保

- 一時保護件数の増加に伴い、一時保護先の調整に難航するケースが増えており、確実な一時保護先の確保のため、委託一時保護が行われたこどもへの個別的なケアを行うための専用施設を設置する児童養護施設等に補助を行うなどにより、一時保護専用施設の設置を促進します。
- 児童相談所の老朽化を踏まえた施設の建替えに向けては、一時保護施設の定員の増加を含めて検討を行い、基本的な方向性を固めます。
- 一時保護が必要なこどもは、年齢のほか、児童虐待や非行など一時保護を要する背景が様々であることから、一時保護に際して、こどもの状況に応じた個別化された丁寧なケアを行う必要があるため、こどもの状況に応じて、児童相談所の一時保護施設のほか、児童養護施設や里親等への委託一時保護を活用するなど多様な受け皿の確保を図ります。

#### ② 一時保護の体制整備及び環境整備

- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準や「一時保護ガイドライン」を踏まえ、保健師、心理担当職員等の一時保護施設の職員配置を進めるとともに、生活環境の向上に向けて、一時保護施設の生活面のルールなどの見直しの必要性を検討します。
- 一時保護中は、今後の支援方針を決めていく期間でもあることから、こどもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことに加え、一人ひとりのこどもに対する行動観察や心理面接等を通じた総合的なアセスメントを行うことが必要です。これらを適切に行うため、一時保護に携わる職員には高度な専門性が求められることから、研修等を通じた専門性の向上を図ります。

- 一時保護されたこどもが適切に教育を受けられるよう、里親等の委託一時保護の活用を図るとともに、安全確保が困難である又はこどもが学校に通うことを拒否している場合を除き、学校等への通園・通学に係る必要な支援を行います。通学できない場合にも、こどもの個々の学力等に応じた学習支援を行います。
  
- 一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援につなげるため、3年に1回を目途に、一時保護施設の第三者評価を実施し、その評価を踏まえて、環境整備に努めます。併せて、アドボケイトが定期的に施設を訪問し、こどもの意見表明を支援します。

**【評価のための指標】**

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合
- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率

## 7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

### (1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### ① 資源等に関する地域の現状

- 令和4年改正児童福祉法において、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされるとともに、県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるような措置を実施することが努力義務とされました。これらを踏まえ、児童相談所においては、市町をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

#### ア 現状及び課題

- 児童相談所の相談受付件数は5,000件を超えて推移しているほか、児童虐待対応件数や一時保護件数の増加等から、各児童福祉司が新規及び在宅での継続支援ケースへの家庭訪問や面接等の対応に追われ、施設入所等措置後のケースマネジメントを着実に行うことが困難な状況となっています。その結果、乳児院、児童養護施設等への措置が長期となっているケースが一定数見られ、こどものパーマネンシー保障の観点から、対策が求められる状況となっています。

乳児院、児童養護施設等の平均措置期間（R5年度末時点）

（人）

	R6.3.31 在籍人数	在籍期間				平均在籍期間
		3年未満	3年～5年 未満	5年～10年 未満	10年以上	
神愛館	13	13	0	0	0	1年5か月
讃岐学園	40	23	6	7	4	3年10か月
亀山学園 (地域小規模 含む)	42	22	4	14	2	3年10か月
恵愛学園	33	17	4	12	0	3年7か月
若竹学園	13	13	0	0	0	1年4か月
斯道学園	8	8	0	0	0	0年6か月

香川県子ども家庭課（令和5年度末時点）

#### イ 資源の必要量の見込み及び整備目標

##### 現状（R6）：

全ケースの進行管理を課ごとに定期的実施しているが、ケース数が多いため、個別のケースについて掘り下げて検討する時間を十分に確保できていない。

##### 必要量の見込み・整備目標（R11）：

担当係や専門チームの配置などを含め、長期措置を防ぐための個別ケースの検討及び進行管理が十分に行われる体制を構築する。

## ② 資源の整備・取組方針等

- 措置開始時に措置期間の見通しを立て、定期的に支援計画を見直すケース検討会を措置先、児童相談所及び関係機関を交えて実施します。
  
- 代替養育を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方にに基づき、親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえ、代替養育先を検討します。早期のパーマネンシー保障に必要な判断、支援を着実にを行うために、里親養育支援児童福祉司等を担当係として配置し、ケースワークに関与する体制を構築することを検討します。
  
- 代替養育が必要と判断された時点において里親等への委託が困難な課題等のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行い、家庭復帰を目指すこととしますが、これらの施設への入所措置の期間はできる限り短期間となるよう、ケースワークや進行管理を行う必要があり、家庭復帰が難しい場合は、親族等による養育や特別養子縁組、養育里親への措置変更を検討する必要があります。これらのケースマネジメントを着実に実施するために、子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターの相談支援課に専門チーム等を配置する体制整備について検討を行います。

## 【評価指標】

- ・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当系の配置などの体制整備の状況

## (2) 親子関係再構築に向けた取組

### ① 資源等に関する地域の現状

- 令和4年改正児童福祉法により親子再統合支援事業が着実に実施されることが努力義務となりました。こどもや親のニーズ・課題や段階に応じた多様な支援が必要であり、市町や民間団体等を含めた総合的な支援体制を構築する必要があります。

## ア 現状及び課題

- 児童相談所における体制について、毎年数名の職員が、実親の相談支援等に関する研修を受け、得た知識は所内研修等を通じて他職員にも共有していますが、親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置などは行っていません。
  
- こどもや親への支援においては、児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親もいるため、児童相談所以外の人や機関が親のサポートを行える体制が望ましいですが、現在、委託可

能な民間団体等は県内には見当たらず、協働による支援は実施していません。

○ 市町における支援体制の強化と連携等については、地域連携支援室が中心となって取り組んできたところです。事案送致などの個別ケースのやり取りは各児童福祉司・児童心理司が担っており、フォローアップも行っていますが、密度にはばらつきがあります。

○ 分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援など、里親・ファミリーホーム・施設と協働した親子関係再構築支援を実施する取組については、各児童福祉司・児童心理司がこどもの状況や親の面会状況等、措置先の関係機関と情報共有しつつ進めているところですが、進捗にはばらつきがあります。

### イ 資源の必要量等の見込み及び整備目標

#### 【定量的な事項】

項目	現状		必要量の見込み				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	56	136	72	88	104	120	136
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数(受講者数)	2 (4)	2 (7)	2 (5)	2 (5)	2 (6)	2 (6)	2 (7)

※親子再統合支援事業による各種支援の実施件数:児童家庭専門家相談の利用件数+保護者カウンセリングの実施件数。

#### 【定性的な事項】

項目	現状	必要量の見込み・整備目標 (目指すべき状態)
	R6	R11
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	どちらも整備されておらず、担当児童福祉司・児童心理司で実施している。	親子関係再構築支援の専任職員の配置及び専門チームの設置について検討し、よりよい親子関係を構築することができる体制を整備する。
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	毎年度、児童心理司を中心とした複数名が保護者支援プログラム等に関する研修に参加できる体制にある。	今後も本体制を維持し、研修受講者による所内研修の実施等により、得た見識を共有する。
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	保護者支援プログラム等は全て児童相談所職員により実施している。	児童相談所職員の専門性向上の観点から、原則、児童相談所職員が実施する体制を維持することとするが、専門性の高い民間団体へプログラムを部分的に依頼する等、共同実施について検討する。

## ② 資源の整備・取組方針等

- 支援開始時に支援方針の見通しを立て、定期的に進捗状況を見直すケース検討会を児童相談所及び市町、学校等関係機関で実施します。
  
- 児童相談所において、ばらつきや漏れのない親子関係再構築支援に向けた体制を構築するため、親子関係再構築支援の専任職員の配置及び専門チームの設置についても検討します。
  
- 民間団体との協働による支援の充実に向けて、支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制を構築するため、委託可能な民間団体等の掘り起こしを行い、必要に応じてプログラムの一部を委託する等の方法を検討します。
  
- 支援を要する家庭に対しては、市町の家庭支援事業を活用した予防的支援により、家庭維持のための取組を最大限行う必要があることから、これまで地域連携支援室を中心に行ってきた市町支援に加え、措置部門（児童虐待対策課、相談支援課）の児童福祉司においても、市町への指導措置委託等を積極的に行うなどし、こども家庭センター等市町の職員との協働による、親子関係再構築のための支援が実施されるよう、市町との連携強化に取り組んでいきます。

### 【評価指標】

- ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

### (3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

#### ① 現行計画の達成見込み・要因分析

##### ア 現行計画における数値目標と達成見込み

項目	策定時	目標		実績	進捗率
	R元年度	R6年度	R11年度	R5年度	R5/R6
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	6件	4件	8件	5件	125%

##### イ 直近の取組状況等

- 特別養子縁組制度に関する理解促進のため、啓発リーフレットの作成や講演会等を実施し、関心のある方や縁組成立を希望する方に対して必要な情報の提供を行っており、特別養子縁組成立件数は目標値を達成しています。

② 資源等に関する地域の現状

ア 現状及び課題

- 特別養子縁組が必要なこどもについて、育児が困難な家庭や妊産婦等、医療機関等からの相談により、特別養子縁組につなげています。

イ 資源の必要量等の見込み及び整備目標

【定量的な事項】

項目	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	5	23	11	14	17	20	23
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	1	1	0	0	0	0	1
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	2	2	2	2	2	2	2

※児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数:計画期間における累計数値

- 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数については、計画期間における累計数値として算出します。令和元年度から成立件数が大きく伸びており、それ以前の件数が0件であったことを踏まえ、年平均3件として算出しています。
- 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数については、県内に民間あっせん機関がないため、活用する機会は少ないですが、過去に活用した例を踏まえ、令和11年度までで1件を見込んでいます。

【定性的な事項】

項目	現状	必要量の見込み・整備目標 (目指すべき状態)
	R6	R11
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	援助方針会議等にて個別ケースの対応方針を検討しており、必要に応じて特別養子適格確認審判申立の検討を行っている。	現在の体制を維持する。
里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	特別養子縁組等への相談支援は里親担当児童福祉司や里親支援専門員が中心となり、フォスタリング機関と連携して実施している。	里親支援センターが中心となり、児童相談所の里親担当児童福祉司、里親支援専門員やフォスタリング機関と連携して支援する体制を構築する。



### ③ 資源の整備・取組方針等

- 児童相談所において、養子縁組里親に対し、適切かつ丁寧なアセスメントとマッチングを経た上で養子候補者となるこどもの委託を行うとともに、養子縁組の成立に向けた支援の充実を図ります。また、養子縁組里親委託後は、今後設置を検討する里親支援センターが中心となり、里親委託特有の悩みについて児童相談所の里親担当児童福祉司や里親支援専門員、フォスタリング機関と連携して支援する体制を構築します。
  
- 特別養子縁組等に関する研修については、毎年、各児童相談所から1名ずつ研修に参加し、特別養子縁組制度の適切な運用について学びを深めるとともに、所内での研修を通じて、他職員にも知識の共有を行います。
  
- 特別養子縁組の制度、本県での特別養子縁組成立状況や成立した里親の声、特別養子縁組によるこどもの利益など実親からの視点も踏まえた各種広報を実施し、特別養子縁組制度の認知度の向上や理解の更なる促進を図ります。
  
- 特別養子縁組について、妊娠期から相談に応じられるよう、市町のこども家庭センターや医療機関等との連携を通じた相談支援体制の充実を図るとともに、これらの関係機関から保護者への的確な情報提供が行えるよう、情報発信の充実に努めます。
  
- 児童相談所における特別養子縁組のマッチングが進まないケースなどについては、全国に広いネットワークをもつ民間あっせん機関の活用が有効な場合があるため、状況に応じて活用を検討します。
  
- 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備については、現在の体制に加え、定期的に里親担当児童福祉司や里親支援専門員が中心となって特別養子縁組等の検討対象となるこどもの洗い出しを改めて実施し、特別養子適格の確認の審判の申立の検討を行う機会を確保します。
  
- 養子となるこどもが希望する場合に、自らの出自を知ることができるよう、児童相談所における相談記録について、養子縁組成立後も適切に取り扱うとともに、養子となったこどもの希望や必要に応じ、適切に活用します。

【評価指標】

- ・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

## 8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

### (1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

#### ① 里親等委託が必要なこども数の見込みに係る検討

- 里親等への委託が必要なこども数については、代替養育を必要とするこども数の見込みを考慮した上で検討します。代替養育を必要とするこども数全体は、令和 11 年度時点で 229 人と見込まれます(4.で記載)。

### 【国策定要領を踏まえた算式1及び算式2による委託率の算出】

- 算式1は、こどもの入所期間を踏まえた里親等委託率を算出するものとされており、具体的には、現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数として、以下を考慮して算出します。

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に入所することもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数

#### (算式1)

	人, %
①乳児院・児童養護施設に入所しているこども数	130
②里親等委託されているこども数	33
③乳児院・児童養護施設への入所、里親等委託をされているこども数(①+②)	163
④乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	11
⑤児童養護施設に入所しているこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数(R5.4.1~R6.3.31)	6
⑥児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	14
⑦児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数	34
⑧施設入所している児童のうち里親委託の対象となり得るこども数(④~⑦の合計)	65
⑨里親等委託児童数と施設入所中児童のうち里親等委託対象となり得るこども数の合計(②+⑧)	98
<b>(策定要領の算式1)</b> 代替養育を受けているこどものうち、里親等委託の対象となり得るこどもの割合 <b>【⑨/③×100】</b>	<b>60.1</b>

※香川県子ども家庭課「児童相談所の児童福祉司に対するアンケート調査(ニーズ調査)」(R6年5月)。

いずれも R5.4.1 時点の数値(⑤を除く)

- 算式2は、こどものケアニーズを踏まえた里親等委託率を算出するものとされており、具体的には、現に措置されているケース(令和5年度新規措置児童及び令和5年度以前から措置されていたこども)のうち、ケアニーズから里親委託等が望ましいこども数を考慮して算出します。

(算式2)

	人, %
①代替養育児童数 (R5新規措置+R5.4.1既措置)	321
②乳児院・児童養護施設への入所、里親等委託が望ましいこども数	227
③里親等への委託が望ましいこども数	86
④乳児院・児童養護施設への入所が必要なこども数	141
<b>(策定要領算式2)</b> 代替養育を受けているこどものうち、里親等委託の対象となるこどもの割合 <b>【③/②×100】</b>	<b>37.9</b>

※②から④の数は、香川県子ども家庭課「児童相談所の児童福祉司に対するアンケート調査（ニーズ調査）」(R6年5月)において、R5年度の新規措置児童及びR5年度以前から措置されていた児童(既措置児童)について、こどものケアニーズと照らして望ましい措置先を調査したものです。

※いずれも、R5年度の新規措置児童及び既措置児童の合計値。

**【国策定要領の整備目標を踏まえた算出】**

○ 里親・ファミリーホーム、児童養護施設・乳児院への措置こども数の過去5年間の年齢区分別平均割合は、3歳未満が11.0%、3歳～就学前が18.6%、学童期以降が70.4%となっています。

**里親・ファミリーホーム、児童養護施設・乳児院への年齢区分別措置こども数・割合 (人、%)**

	R1		R2		R3		R4		R5		平均割合
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
合計	190	100	208	100	186	100	172	100	182	100	100
3歳未満	21	11.1	25	12.0	23	12.4	17	9.9	18	9.9	11.0
就学前	28	14.7	34	16.3	29	15.6	35	20.3	47	25.8	18.6
学童期以降	141	74.2	149	71.6	134	72.0	120	69.8	117	64.3	70.4

香川県子ども家庭課(各年度末時点)

○ また、里親・ファミリーホーム、児童養護施設・乳児院への措置こども数は、令和11年度には164人と推計され、過去5年の年齢区分別平均割合をもとに算出すると、3歳未満が18人、3歳～就学前が31人、学童期以降が115人と推計されます。

**代替養育が必要なこども数のうち、里親・FH、児童養護施設・乳児院への措置こども数の見込み (人、%)**

	平均割合 (R1~R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育児童数	100	250	246	242	238	233	229
児童養護・乳児院+里親・FH	71.5	179	176	173	170	167	164

年齢区分別の里親・FH、児童養護施設・乳児院への措置こども数の見込み (人、%)

	平均割合 (R1~R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合計	100	179	176	173	170	167	164
3歳未満	11	20	19	19	19	18	18
就学前	18.6	33	33	32	32	31	31
学童期以降	70.4	126	124	122	120	118	115

○ 一方、令和5年度末時点の里親等委託率は、全体で 22.5%、年齢区分別に見ると、3歳未満が 44.4%、3歳～就学前が 34.0%、学童期以降が 14.5%となっています。

○ 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、「全ての都道府県において、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、令和 11 年度における整備目標を設定する」とされています。これに基づき、令和 11 年度の整備目標は、3歳未満が 75%、3歳～就学前が 75%、学童期以降が 50%を目指す必要があります。

○ 上記の里親・ファミリーホーム、児童養護施設・乳児院への措置こども数の年齢別の推計値に、年齢区分ごとに 75%又は 50%を乗じ、里親委託等が必要なこども数の見込みを算出すると、令和 11 年度で 95 人と見込まれます。

里親委託等が必要なこども数の見込み (R11 年度) (人)

	里親・FH、乳児院・児童養護施設への入所が必要なこども数 (R11)	里親等委託率 (目標値)	里親等委託が必要なこども数	乳児院・児童養護施設への入所が必要なこども数
3歳未満	18	75%	14	4
就学前	31	75%	23	8
学童期以降	115	50%	58	57
合計	164	—	95	69

※こども数の端数は四捨五入。

○ 上記整備目標を達成するよう、各年度の目標値を設定 (③で記載) すると、年度ごとの里親等委託が必要なこども数 (3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降) は、次のとおり見込まれます。

年齢区分別の里親等委託が必要なこども数の見込み (人)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	10	11	11	12	13	14
就学前	14	16	18	19	21	23
学童期以降	26	33	39	46	52	58
合計	49	59	68	77	86	95

※こども数の端数は四捨五入。

## ② 現行計画の達成見込み・要因分析

### ア 現行計画における数値目標と達成見込み

項目	策定時	目標		実績	進捗率 R5/R6
	R元年度	R6年度	R11年度	R5年度	
養育里親登録数	65世帯	87世帯	112世帯	98世帯	112.6%
ファミリーホーム設置数	2か所	4か所	6か所	3か所	75.0%
里親・ファミリーホームへの委託子ども数	44人	70人	97人	41人	58.6%
3歳未満	8人	13人	17人	8人	61.5%
3歳～就学前	6人	12人	22人	16人	133.3%
学童期以降	30人	46人	60人	17人	37.0%
里親委託率	21.9%	35.2%	48.5%	22.5%	63.9%
3歳未満	28.6%	51.7%	70.0%	44.4%	85.9%
3歳～就学前	24.0%	39.8%	70.0%	34.0%	85.4%
学童期以降	20.2%	30.6%	40.0%	14.5%	47.4%

### イ 直近の取組状況等

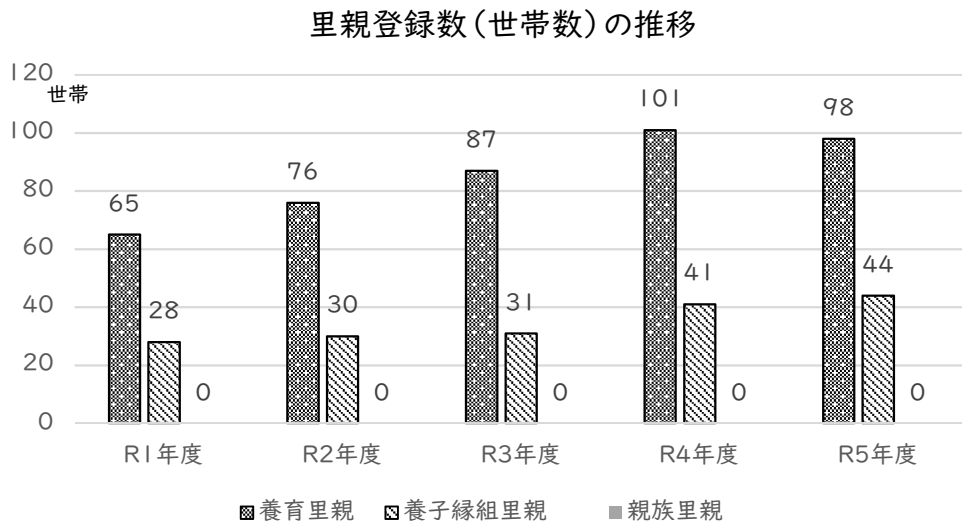
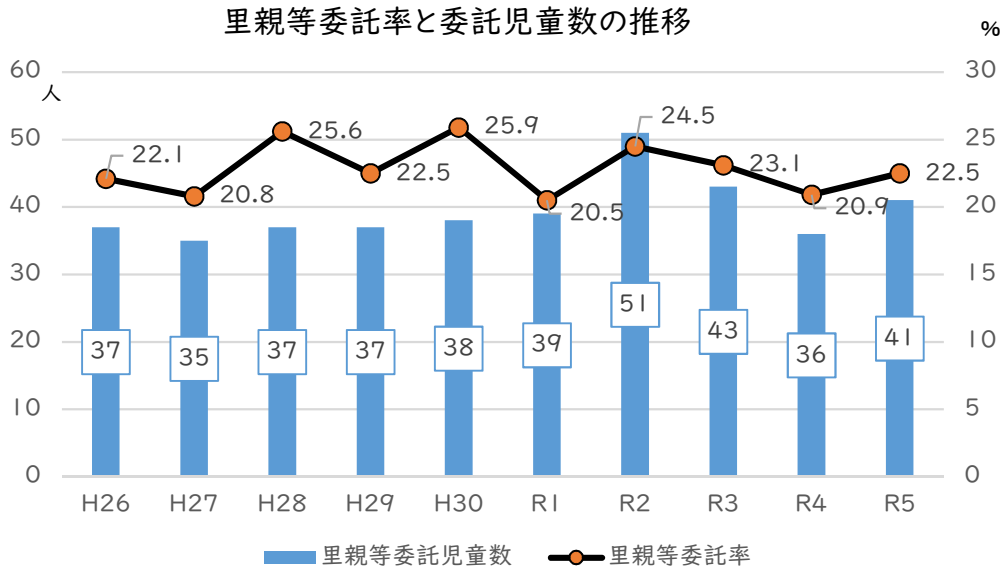
- 児童相談所や里親支援機関、里親会との連携の下、周知啓発等に努め、里親登録数は目標値を上回って増加しています。
- 児童相談所がフォスタリング機関を担いつつ、各里親支援機関が身近な地域の相談機関として、未委託里親へのトレーニング研修や里親サロンなど地域における継続的な支援や啓発等を行いました。
- 里親等委託率は目標値に対して十分に進捗しておらず、特に学童期以降の委託率が低い状況にあります。要因として、里親の希望（年齢、委託期間・時期等）と子どもの状況とのマッチングの課題や、子どもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の課題等があると考えられます。より効果的な里親養育支援の実施に向けた体制構築や取組強化が必要です。

### ③ 資源等に関する地域の現状

- 市町の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、児童相談所において、子どもの意向や状況等を踏まえつつ、まずは里親・ファミリーホームへの委託を検討する必要があります。
- その上で、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、令和 11 年度における整備目標を設定します。なお、個々の子どもに対する措置は、アセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではないことに留意が必要です。

ア 現状及び課題

- 令和5年度末時点における里親等委託率は 22.5%と目標値からは大きな乖離があります。
- 里親登録数は増加傾向にあるものの、里親制度の認知度が低いこと等により、委託に十分な登録数に至っているとはいえず、ファミリーホームの設置数も伸び悩んでいます。



香川県子ども女性相談センター(各年度末現在)

- 課題として大きく、①里親登録数の不足、②児童相談所のこどもの支援方針、ケースマネジメントの課題、③登録里親の経験・スキルの不足、④委託後の里親への支援の不足が考えられます。

イ 資源の必要量等の見込み及び整備目標

- ①の里親等委託が必要なこども数及び国の策定要領を踏まえ、令和11年度に、里親等委託率が、3歳未満 75%、3歳～就学前 75%、学童期以降 50%となることを整備目標とし、令和5年

度の実績値との差から各年度の目標値を設定します。

(ア) 里親等委託率

(%)

	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率	22.5	57.9	33.5	39.3	45.3	51.5	57.9
3歳未満	44.4	75	54.6	59.7	64.8	69.9	75
就学前	34.0	75	47.7	54.5	61.3	68.2	75
学童期以降	14.5	50	26.3	32.3	38.2	44.1	50

(イ) 登録率及び稼働率

(%)

	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
登録率	81.3	170.7	104.8	118.7	136.6	151.6	170.7
稼働率	27.7	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0

※登録率

$\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$

※稼働率

$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$

- 令和11年度の里親等委託率の整備目標を達成するために必要となる養育里親及びファミリーホーム数を設定します。ファミリーホームは、令和6年12月現在で3ホームとなっており、2年に1施設ずつ新設があるとして、令和11年度時点で6ホームの設置を目標とします。

(ウ) 養育里親、専門里親、養子縁組里親の登録数、ファミリーホーム数

	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
養育里親	98世帯	200世帯	132世帯	149世帯	166世帯	183世帯	200世帯
専門里親	2世帯	7世帯	3世帯	4世帯	5世帯	6世帯	7世帯
養子縁組里親	44世帯	65世帯	48世帯	52世帯	56世帯	60世帯	65世帯
ファミリーホーム数	3か所	6か所	4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
定員	16人	34人	22人	22人	28人	28人	34人



(参考) 里親・FH 施設数(定員数)の組み合わせ

FH 箇所数	FH 定員(人)	里親登録数 (世帯)	平均受託数(人)	稼働率(%)	里親等委託 が必要な こども数(人)
5か所	28	204	1.23	34.0	95
6か所	34	200	1.23	34.0	95
7か所	40	195	1.23	34.0	95
8か所	46	190	1.23	34.0	95

(参考) 里親への一時保護委託件数 (件)

R1	R2	R3	R4	R5
94	149	138	112	114

※香川県子ども女性相談センター(各年度)

- 児童福祉審議会は、現在、年3回開催していますが、里親登録数の増加に向け一層取り組むため、登録までの期間を短縮する観点から、審議会の開催を増やし、年4回を目標とします。

(エ) 里親登録に係る児童福祉審議会の開催件数

	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童福祉審議会	3回	4回	3回	3回	4回	4回	4回

(2) 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

① 資源等に関する地域の現状

- 令和4年改正児童福祉法により、新たに制度化された里親支援センターにおいて、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、里親等委託中における里親養育への支援、委託解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、その設置を促進する必要があります。
- 児童相談所、里親支援センター、既存の里親支援機関等の緊密な連携の下、里親等委託率などの目標の達成に向けた取組を推進していくことが必要です。

ア 現状及び課題

- 令和6年12月時点で、里親支援センターの設置には至っていません。
- 各里親支援機関に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所と連携しながら、里親制度説明会の実施、里親家庭への訪問支援等を実施しています。里親支援専門相談員は、所属する里親支援機関の所在する地域の里親を中心に支援を行っていますが、各機関1名と人員が限られ

ており、里親家庭それぞれにきめ細かな支援を行うことが難しい状況です。

- また、児童相談所では、里親養育支援児童福祉司を中心に、里親登録に係る事務や、里親家庭の状況把握、委託後の支援等を行っていますが、各1名と体制が十分ではありません。家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行うチームを配置するなどにより、里親等委託推進や里親支援を行う体制をより充実させることが必要です。

#### イ 資源の必要量等の見込み及び整備目標

	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センターの設置数	0か所	1か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
民間フォスタリング機関の設置数	4か所	3か所	4か所	3か所	3か所	3か所	3か所
必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	6回 70人	10回 140人	6回 70人	8回 100人	8回 110人	10回 130人	10回 140人

- 児童相談所における里親等支援体制

現状(R6)：里親養育支援児童福祉司2名

必要量の見込み・整備目標(R11)：里親養育支援を含む家庭養育支援に係るチームの配置

#### ② 資源の整備・取組方針等

##### ア 里親登録数増加に向けたリクルートの強化

- 住民により身近な市町と連携し、各地域においてそのネットワークも活用しながら効果的なリクルート活動を行います。子育て短期支援事業や、週末里親、委託一時保護の受入れが可能な里親など、多様な里親の確保に努めます。

- なお、市町との協力体制の構築に当たっては、市町に対して、子育て短期支援事業での里親の活用も働きかけるとともに、円滑に事業を実施できるよう必要な情報提供や協力等を行います。

- 子育て支援関係者や福祉関係者の集まる機会や企業退職者等に向けた周知など、里親登録に繋がる可能性の高い層に向けてターゲットを絞ったリクルートを行うとともに、SNSの活用や民間企業等と連携した啓発など広く里親制度に関する県民の認知度を高めるための取組について、効果的な啓発や情報発信のあり方を検討し、実施します。

##### イ 積極的なマッチングにつなげる支援体制整備

- 代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里

親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討します。

- 里親等委託に当たって、実親等には、里親等が親子関係再構築や今後の自立に向けて必要な支援者であること等を丁寧に説明し、委託の同意を得られるよう理解を求めていきます。
- いったん施設入所となったこどもについても、定期的に状況を確認する中で、里親等委託がより望ましいと考えられる場合については、適切に支援方針の変更を行い、積極的に里親等への措置変更を進めます。また、そうした家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントが行いやすくなるよう、児童相談所において担当のチームを設置するなど支援体制の整備を図ります。

#### ウ 里親支援センターの設置に向けた調整と包括的な里親等支援体制の構築

- 現在、児童相談所の里親養育支援児童福祉司と、各児童養護施設（児童家庭支援センター含む）及び乳児院が連携し、各地域でフォスタリング事業を担っていますが、里親のリクルート、里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、里親委託中の里親への支援、委託解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を効果的に実施する観点から、里親支援の中核となる里親支援センターの設置が必要です。
- このため、児童相談所、各児童福祉施設や里親会等の関係者間で協議を行い、早期（令和8年度目途）の里親支援センターの設置を目指すとともに、児童家庭支援センター等各機関との連携やそれぞれの強みを活かした形で県全体の里親支援体制が強化できるよう、各機関の役割分担について整理を行います。

#### エ 登録里親の経験・スキルの向上に向けた研修や里親養育への支援の充実

- こどもの養育経験がない里親や、養育経験がある里親においても、こどもの年齢や障害等の特性等に応じた養育技術の向上を図る必要があることや、こどもを取り巻く法制度等について、時宜に応じた理解を促進する必要があることから、児童相談所や里親支援機関等との連携を通じた効果的な研修の実施を推進します。
- 里親登録を行った後、委託を受けていない未委託里親に対するトレーニング研修の実施等を通じた支援の充実を図るとともに、短期間の受入れなどによる養育経験の積み重ねを通じて、委託につながるよう努めます。
- 里親家庭への定期的な訪問やコミュニケーションの充実を図るほか、里親サロンの開催などを通じて、里親・里子の相互交流を促進します。
- 里親と里子の関係不調の予防に向け、児童相談所や里親支援機関において、里親委託中の里親への継続的な相談支援を行います。

【評価のための指標】

- ・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数
- ・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託子ども数
- ・里親登録に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
- ・里親への一時保護委託件数
- ・里親登録に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数
- ・里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・民間フォスタリング機関の設置数
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

## 9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### (1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

- 令和11年度において、代替養育が必要な子ども数が229人、里親等委託が必要な子ども数が95人と見込まれることから、施設での養育が必要な子ども数は134人と見込まれ、令和5年度実績の213人と比較すると、6割強となることを見込まれます。

#### 年度ごとの施設で養育が必要な子ども数の見込み (人)

	R5(実績)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育児童数(a)	254	250	246	242	238	233	229
里親等委託が必要な子ども数(b)	41	49	59	68	77	86	95
施設での養育が必要な子ども数(a-b)	213	201	187	174	160	147	134

※子ども数の端数は四捨五入。

- 代替養育を受けているこどもの年齢区分別割合は、過去5年平均(R1~R5)において、3歳未満が8.2%、就学前が14.3%、学童期以降が77.5%となっています。代替養育を必要とする子ども数全体から、里親等委託が必要な子ども数を減じると、年齢区分別の施設での養育が必要な子ども数は以下のとおり見込まれます。

#### 年齢区分別の代替養育が必要な子ども数の見込み (人、%)

	平均割合 (R1~R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	8.2	21	20	20	19	19	19
就学前	14.3	36	35	35	34	33	33
学童期以降	77.5	194	191	188	184	181	177
合計	100	250	246	242	238	233	229

#### 年齢区分別の施設での養育が必要な子ども数の見込み (人)

	R5(実績)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	10	11	10	8	7	6	5
就学前	35	22	20	17	15	12	10
学童期以降	168	168	158	148	139	129	119
合計	213	201	187	174	160	147	134

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 現行計画の達成見込み・要因分析

ア 現行計画における数値目標と達成見込み

	策定時	目 標		達成見込み
	R元年度	R6年度	R11年度	R6年度末
児童養護施設(本体施設)の箇所数	3	3	3	3
本体施設における小規模ユニットケア箇所数 (本園型小規模グループケア)	5	9	11	6
本体施設の分園における小規模ユニットケア箇所数 (分園型小規模グループケア)	0	2	4	1
地域小規模児童養護施設の箇所数	2	2	2	3
乳児院(本体施設)の箇所数	1	1	1	1
本体施設における小規模ユニットケア箇所数(本園 型小規模グループケア)	4	4	4	4
本体施設の分園における小規模ユニットケア箇所数 (分園型小規模グループケア)	0	0	0	0

イ 直近の取組状況等

- 児童養護施設や乳児院における小規模かつ地域分散化の推進に向け、各施設の意向も踏まえた形での推進が図れるよう、施設整備費等の支援を行いました。
- 施設等における職員の専門性向上やネットワーク構築に資するよう、階層別の研修や児童相談所との合同研修等を実施しています。
- 委託一時保護の受け入れや里親支援、子育て短期支援事業や特定妊婦への支援など、多機能化・機能転換に向けた取組の推進を図る必要があります。

② 資源等に関する地域の現状

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、まずは里親等委託を検討するが、医療的ケアの必要性や行動上の問題等の理由から、里親・ファミリーホームでの養育が困難なこどもに対しては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行う必要があります。
- 施設においては、こうした里親・ファミリーホームでの養育が困難なこどもに対して専門的な養育を行っていく必要があることから、職員の専門性の向上を通じた一層の高機能化を図るとともに、これまで培ってきた専門性を生かし、地域における在宅支援や里親支援を行う拠点として、多機能化・機能転換を進めていく必要があります。

ア 現状及び課題

- 児童養護施設については、概ね本体施設内のユニット化が進み、小規模化等が少しずつ進んでいます。一方で、本体外への分園や小規模児童養護施設等の設置は、職員確保が厳しい等の課題から、着手が難しい施設もあります。
- また、乳児院については、職員確保の問題に加え、乳児の特性上、養育者が常に支援できる体制を確保する観点から、小規模かつ地域分散化が難しい状況があります。
- ケアニーズが高いこどもの入所が増えていることを踏まえ、職員の専門性の一層の向上が必要です。
- 各施設において本体施設の空きユニットを活用した一時保護や子育て短期支援事業等に取り組んでいますが、一時保護や子育て短期支援事業の様々なニーズには十分に対応できていません。施設の小規模化、地域分散化を進める中で、一時保護専用施設の設置や市町の家庭支援事業等への積極的な活用を進めます。

県内施設等の状況(令和6年12月現在)

施設種別	施設数	施設名	R6定員 (暫定定員)	対象児童
児童養護施設	3 (3)	讃岐学園	50(44)	保護者のないこどもや保護者による養育が適当でないこども(乳児を除く)に対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行う施設
		恵愛学園	45(39)	
		亀山学園	33	
		(地域小規模児童養護施設)和みの家	6	
		(地域小規模児童養護施設)まどかの家	6	
		(地域小規模児童養護施設)つむぎの家	6	
乳児院	1	神愛館	29(23)	保護者による養育を受けられない又は適当でない乳幼児を養育する施設
児童心理治療施設	1	若竹学園	30(20)	心理的・精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもに対し、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設
児童自立支援施設	1	香川県立斯道学園	30(17)	不良行為をなし、又はなすおそれのあるこども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもに対し、個々の状況に応じて必要な指導を行うとともに自立を支援する施設
自立援助ホーム (児童自立生活 援助事業Ⅰ型)	7	丸亀おひさま荘	6	義務教育を終了したこどもなどに対し、共同生活を営みながら、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業
		こんびら鞘橋荘	6(4)	
		響~HIBIKI~	6	
		歩~AYUMI~	9	
		nature	6	
		ひいらぎ	6(3)	
ブルーム	6			
母子生活支援施設	1	高松市屋島ファミリーホーム	19(6)	生活に困窮するなどの母子を保護し、自立に向けた生活支援を行う施設
福祉型障害児 入所施設	2	香川県立川部みどり園	35	障害のあるこどもを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与に向けた援助を行う施設
		白鳥園	21	
医療型障害児入所 施設及び指定発達 支援医療機関	3	かがわ総合リハビリテーションこども支援施設	25	医療的ケアの必要な障害のある子どもを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与に向けた援助、治療を行う施設
		四国こどもとおとなの医療センター	209	
		高松医療センター医療型障害児施設	8	

イ 資源の必要量等の見込み及び整備目標

施設の小規模化・地域分散化の現状と整備見込み

項 目			現状 (R5)	整備見込み (R11)
児童養護施設			3	3
敷 地 内	大舎		1	0
	中舎		0	0
	小舎		1	1
敷 地 外	小規模 グループ ケア	本体施設内(ユニット)	8	10
		別棟(ユニット)	0	1
敷 地 外	小規模 グループ ケア	分園型(ユニット)	1	4
		地域小規模児童養護施設	2	5
乳児院			1	1
敷 地 内	小舎		0	0
	小規模 グループ ケア	本体施設内(ユニット)	4	4
敷 地 外		小規模 グループ ケア	別棟(ユニット)	0
	分園型(ユニット)		0	0
児童心理治療施設			1	1
敷 地 内	小舎		1	1
	小規模 グループ ケア	本体施設内(ユニット)	0	0
敷 地 外		小規模 グループ ケア	別棟(ユニット)	0
	分園型(ユニット)		0	1
児童自立支援施設			1	1
敷 地 内	小舎		1	1
	小規模 グループ ケア	本体施設内(ユニット)	0	0
敷 地 外		小規模 グループ ケア	別棟(ユニット)	0
	分園型(ユニット)		0	0



(ア) 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童養護施設(箇所数)	0	1	0	0	0	0	1
乳児院(箇所数)	0	0	0	0	0	0	0
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数(人)	17	60	36	36	48	48	60

※施設数は、施設全体が分園型又は地域小規模児童養護施設のみとなっている施設の数。入所児童数は、分園又は地域小規模児童養護施設に入所している人数。

(イ) 専門職の加配施設数、加配職員数

施設種別	項目	現状	必要量の 見込み	整備目標				
		R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	加配施設数	1	1	1	1	1	1	1
	心理療法担当職員	1	1	1	1	1	1	1
	家庭支援専門相談員	0	0	0	0	0	0	0
児童養護施設	加配施設数	1	3	3	3	3	3	3
	心理療法担当職員	0	2	2	2	2	2	2
	看護師	1	2	2	2	2	2	2
	家庭支援専門相談員	0	1	1	1	1	1	1
	自立支援担当職員	0	2	0	1	2	2	2
児童心理治療施設	心理療法担当職員	0	1	1	1	1	1	1
	家庭支援専門相談員	0	1	1	1	1	1	1
	自立支援担当職員	0	1	1	1	1	1	1

(ウ) 養育機能強化のための事業実施箇所数

施設種別	事業名	現状	必要量の 見込み	整備目標				
		R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	親子支援事業*	0	1	1	1	1	1	1
	施設入所児童家庭生活体験事業*	1	1	1	1	1	1	1
児童養護施設	自立生活支援事業*	0	2	1	1	2	2	2
	親子支援事業	0	1	1	1	1	1	1
	施設入所児童家庭生活体験事業	3	3	3	3	3	3	3
児童心理治療施設	自立生活支援事業	0	1	1	1	1	1	1
	施設入所児童家庭生活体験事業	1	1	1	1	1	1	1
児童自立支援施設	家族療法事業*	1	1	1	1	1	1	1

(エ) 一時保護専用施設の整備状況

施設種別	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院(箇所数)	0	3	0	0	2	3	3
児童養護施設(箇所数)	1		1	1			
自立援助ホーム(箇所数)	0		0	0			

※R9以降の整備目標については、既存の一時保護専用施設を含んだ数。

(オ) 児童家庭支援センターの設置施設数

施設種別	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童養護施設	1	1	1	1	1	1	1

(カ) 里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数

施設種別	事業名	現状	必要量の 見込み	整備目標				
		R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	里親支援センター	0	0	0	0	0	0	0
	フォスタリング事業	1	1	1	1	1	1	1
児童養護 施設	里親支援センター	0	1	0	1	1	1	1
	フォスタリング事業	3	2	3	2	2	2	2

(キ) 妊産婦等生活援助事業の実施施設数

施設種別	現状	必要量の 見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
—	0	1	0	0	0	1	1

※実施施設については、今後調整。

(ク) 市町の家庭支援事業を委託されている施設数

施設種別	事業名	現状	必要量の 見込み	整備目標				
		R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	子育て短期支援事業	1	1	1	1	1	1	1
	養育支援訪問事業	0	1	0	1	1	1	1
	親子関係形成支援事業	0	1	0	1	1	1	1
児童養護 施設	子育て短期支援事業	3	3	3	3	3	3	3
児童心理 治療施設	子育て短期支援事業	0	1	1	1	1	1	1
自立援助 ホーム	子育て短期支援事業	3	4	4	4	4	4	4

### ③資源の整備・取組方針等

#### ア 小規模・地域分散化の取組

- 里親等への委託が困難な子どもや様々なケアニーズを有する子どもの受入れに当たっては、「できる限り良好な家庭的環境」において養育を行う必要があることから、児童養護施設や乳児院における小規模かつ地域分散化の一層の推進を図ります。
- これらの推進に向けては、個々の施設の状況を定期的に把握するとともに、各施設の意向も踏まえた形で計画的に整備が図れるよう、支援を行います。

#### イ 高機能化・多機能化の取組

- 被虐待による愛着形成の課題や、障害、発達特性を持つなどのケアニーズが高い子どもが増えていることに伴い、各施設における専門職の配置を促進するとともに、様々なケアニーズを有する子どもへの適切な支援が行えるよう、職員の専門性向上を図るための研修等を実施します。
- 施設の多機能化の推進に向けては、本体施設の空き室を活用し、委託一時保護の実施を継続するとともに、一時保護先の確実な確保の観点から、一時保護専用施設の設置を推進します。
- 里親委託等の推進に向けて、里親支援センターの設置やそれを補完するフォスタリング事業を各施設間で連携しながら実施し、体制を強化していくとともに、支援が必要な妊産婦の支援の充実のため、妊産婦等生活援助事業の実施に向けて検討を進めます。
- 施設のソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を地域に還元する観点から、空き室の子育て短期支援事業等での活用に加え、その他の家庭支援事業についても、施設が実施可能と考えるものについて、施設や市町に対して情報提供し、積極的に活用を促します。

#### ウ 施設等における人材確保・人材育成等

- 人手不足による職員確保の問題が深刻化していることから、ハローワークとの連携や福祉人材センターの運営により、施設の人材確保、人材育成に向けた取組への支援を行います。
- 施設職員の養育技術の向上を図るとともに、各施設間のネットワークの構築のため、児童相談所等との合同研修や、各施設間の職員交流による現場実習等を実施するなど、ニーズに応じた研修を実施します。併せて、子ども家庭ソーシャルワーカーの取得支援など専門性向上に資する資格や研修の受講支援を行います。

#### 【評価のための指標】

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員

等)の加配施設数、加配職員数

- ・養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数(事業ごと)

## 10. 障害児入所施設における支援

### (1) 資源等に関する地域の現状

- 本県における障害児入所施設は、福祉型障害児入所施設2施設、医療型障害児入所施設3施設となっています。これらの施設に、措置により入所していることも数は以下のとおりです。

障害児福祉施設における措置による入所者数 (人)

	R1	R2	R3	R4	R5
福祉型障害児入所施設(合計)	29	32	30	29	30
3歳未満	0	0	0	0	0
就学前	2	1	1	1	2
学童期以降	27	31	29	28	28
医療型障害児入所施設(合計)	10	8	7	8	6
3歳未満	1	0	1	2	0
就学前	2	1	1	0	2
学童期以降	7	7	5	6	4

※香川県障害福祉課(各年度12月1日時点)

- 令和6年12月時点において、福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数は0施設であり、そうした環境で生活していることも数も0人となっています。
- 虐待を受けた子どもや行動上の問題等の理由から家庭での養育が困難な子どもの入所が増えており、障害特性に応じた支援に加え、ケアニーズに応じた個別的な支援が必要です。
- 入所児のニーズの変化に応じたサービスが提供できるよう、支援環境の充実を図る必要があります。
- ケアニーズが高い子どもの入所が増えていることを踏まえ、職員の専門性の一層の向上が必要です。

### (2) 資源の整備・取組方針等

- 様々なケアニーズを有する子どもの受入れに当たっては、「できるだけ良好な家庭的環境」において養育を行う必要があるため、福祉型障害児入所施設における小規模化の推進を図ります。
- 小規模化の推進に向けては、個々の施設の状況を定期的に把握するとともに、各施設に期待される役割や機能、各施設の意向等も踏まえた形で計画的に整備が図れるよう、支援を行います。
- 障害特性に応じた支援ニーズに対応できる専門支援人材の確保と、人材育成に向けた取組への支援を行います。

## 11. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### (1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

○ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込みについては、措置延長されている者及び自立援助ホームの利用者の数に加え、アフターケア事業所の利用者数を考慮して算出します。

○ 18歳以降に措置延長されている者及び児童自立生活援助事業\*の利用者は、令和3～5年度は平均27人となっており、同程度の人数が今後も利用すると想定します。一方で、アフターケア事業所の利用者は、増加数を考慮して見込みを算出します。具体的には、令和元～5年度の新規登録者数の年間平均値(27人)から、平成29年度～令和5年度までの間の支援終了者の年間平均値(8人)を減じた人数(19人)が、毎年増加すると想定して算出します。

### 18歳以降の措置延長者、児童自立生活援助事業利用者等の状況 (人)

	措置延長者数 (養護・FH・里親)	18歳超の委託者数 (自立援助ホーム)	事業利用者 (措置等との重複は除く)	合計
R1	16	9	0	25
R2	9	11	0	20
R3	13	13	1	27
R4	16	11	2	29
R5	7	15	3	25

香川県子ども家庭課(各年度)

### アフターケア事業所の利用者の状況 (人、件)

	登録者数	相談件数	相談内訳			
			メール等	電話	来所	訪問
R元	49	3,908	2,554	486	187	681
R2	83	5,428	3,450	653	396	929
R3	109	6,285	4,183	713	338	1,051
R4	144	6,828	4,551	707	448	1,122
R5	123	7,120	4,415	761	597	1,347

香川県子ども家庭課(各年度)

### 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み (人)

	R5 (実績)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み	150	169	188	207	226	245	264

○ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の状況については、毎年度、各機関への照会と、退所者あてのアンケートを実施して把握するほか、国のガイドラインを踏まえた調査も検討します。

## (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

### ① 現行計画の達成見込み・要因分析

#### ア 現行計画における数値目標と達成見込み

	策定時	目標		達成見込み
	R元年度末	R6年度	R11年度	R6年度末
アフターケア事業 契約者数	49人	56人	56人	123人※

※達成見込みの欄に記載している件数はR5年度実績と同数を計上している。

#### イ 直近の取組結果等

- 自立支援資金貸付事業など経済的支援施策について、自立を控えた子どもや自立を支援する里親・施設職員等に対する確かつ丁寧な情報提供を行うとともに、活用を検討している子どもへの相談支援の充実に努めました。
- 自立援助ホームの利用が適当と思われる子どもが、そのニーズに合った支援を受けられるよう、利用に係る情報提供や相談支援の充実に努めました。
- 施設等を退所した者等が安定した自立生活を送れるよう、アフターケア事業所において、入所中からの支援、退所後の生活支援、就労支援、居場所の提供等を実施しています。支援対象者数や相談件数は年々増加しており、現行計画における目標値を達成しています。

### ② 資源等に関する地域の現状

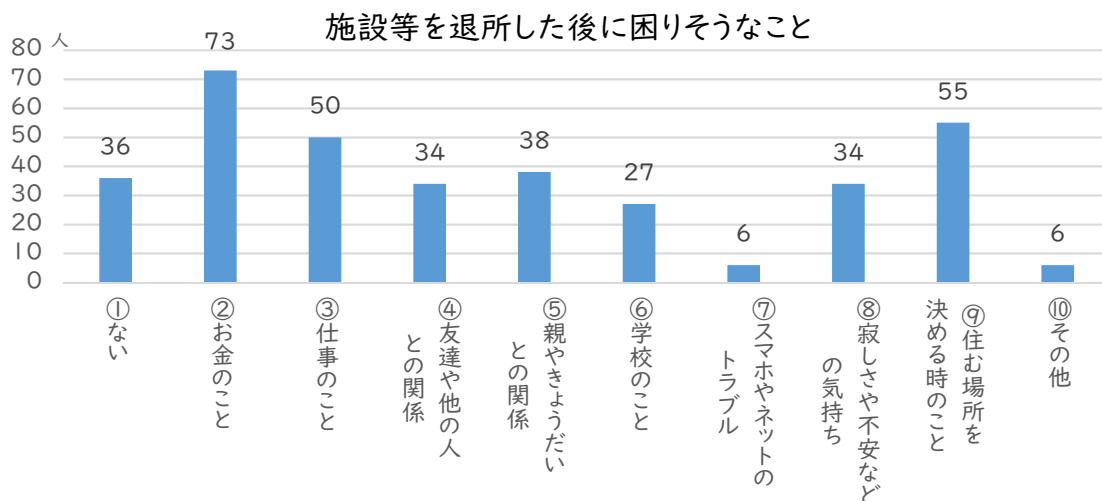
- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助については都道府県の業務とされたことなどから、本県において、これらの者の実情把握、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化、社会的養護自立支援拠点事業\*の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していく必要があります。

#### ア 現状及び課題

- 令和7年1月時点で7か所の自立援助ホームが設置されています。また、社会的養護自立支援拠点事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、巣立ちサポート事業\*など、様々な側面から支援の充実に図っており、子どものニーズに応じた活用を促進しています。しかし、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の増加により、受け皿が不足する恐れがあります。
- 自立援助ホームに入居している子ども数は増加傾向にあり、発達面に係る課題を有する子どもの入居も増えていることから、子どものケアニーズに応じた支援の充実に図る必要があります。
- 社会的養護自立支援拠点事業の登録者、相談件数ともに年々増加しています。現在は主に生活面に関する相談支援や、就労の継続が困難又は離職したなど就労に関する相談支援を行って

いますが、発達面に係る課題への継続的な支援が必要な者がいるほか、DVや予期せぬ妊娠、出産後のこどもの養育困難などの問題が生じることもあり、こどもの心理的なケアや法律相談対応、居場所の整備を含めた多様なニーズへの対応強化が必要です。

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等が入居支援を受けるのは主に自立援助ホームですが、これまでの生活環境や人間関係を変えずに、継続した支援を受けられる体制が薄いです。
- 現在、アフターケア事業所が中心となって自立支援を必要とする社会的養護経験者等への支援を実施しており、児童養護施設や里親等でアフターケアを実施している部署との連携は個々に図られているものの、多機関における全体的な情報共有の機会が十分ではありません。
- 児童福祉施設に入所等している子どもへ実施したアンケート調査からは、退所後に困りそうなこととして、経済面、住居、就労について不安を感じている者が多いことが分かりました。



香川県子ども家庭課(令和6年度)

## イ 資源の必要量等の見込み及び整備目標

### 【定量的な事項】

項目	現状	必要量の見込み	整備目標				
	R5	R11	R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数、入居人数							
Ⅰ型(自立援助ホーム)	6か所 42人	9か所 60人	9か所 60人	9か所 60人	9か所 60人	9か所 60人	9か所 60人
Ⅱ型(施設等)	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ型(里親・ファミリーホーム)	0	5か所 5人	2か所 2人	2か所 2人	3か所 3人	3か所 3人	5か所 5人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1	1



- I型については、現在把握している設置見込みを基に算出しました。
- II型については、現状のニーズが少ないこと等に鑑み、必要に応じて適宜進めることとします。
- III型については、委託中のこどもの年齢構成を踏まえ、里親3世帯、ファミリーホーム2事業所での実施を目指します。

**【定性的な事項】**

項目	現状	必要量の見込み・整備目標 (目指すべき状態)
	R6	R11
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	現在、アフターケア事業所と各児童福祉施設の自立支援担当者が個別に連携を取っている。	社会的養護自立支援協議会を設置し、アフターケア事業所と各児童福祉施設の自立支援担当者が集まり定期的に情報共有することができる体制。

**③資源の整備・取組方針等**

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み数等を踏まえ、自立援助ホームの設置を進めます。設置を希望する者には、必要に応じて実施施設を紹介するなどにより事前にイメージを持ってもらえるよう支援を行います。
- こどもがこれまでの生活環境や人間関係を変えずに、継続した支援を受けられるよう、必要に応じて、児童自立生活援助事業II型及びIII型の整備について施設等との調整を進めます。
- 児童養護施設退所者等に対する生活支援や家賃支援等の自立支援資金貸付事業や巣立ちサポート事業を継続するとともに、各種奨学金なども含めた経済的支援施策の適時の情報提供や、活用の際の相談支援を行います。
- 社会的養護自立支援拠点事業について、委託しているアフターケア事業所が、生活や就労に関することなどの相談ニーズに十分に応えられるよう人員体制の確保及び職員の専門性の向上を図るとともに、心理的なケアや法律相談など専門的な相談にも応えられるようサービスの充実を促進します。
- 社会的養護自立支援協議会又はこれに類する関係機関との協議の場の設置により、就労支援機関等も含めた多機関における連携強化を図り、社会的養護経験者等への支援体制の整備を推進します。

**【評価のための指標】**

- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数、入居人数
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

## 用語解説

あ行	
アドボカシー	こどもが自身の意見や考えを表明できるよう支援すること。
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業。
親子支援事業	児童福祉施設において、市町村、児童相談所等の関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援を行う事業。
か行	
家族療法事業	児童福祉施設において、対象となるこども等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立てて、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行う事業。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。
さ行	
里親(制度)	家庭の様々な事情により、家族の下で暮らすことができないこどもたちを家族の一員として、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で健やかに育てようとする、児童福祉法によるこどものための制度。要保護児童を養育する「養育里親」、「専門里親」、養子縁組によって養親になることを希望する「養子縁組里親」などがある。
施設入所児童家庭生活体験事業	児童福祉施設に入所して家庭に戻ることに難しいこどもの自立支援と健全育成のため、週末等に里親等の家庭で家庭生活を体験する事業。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
児童相談所	児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている児童福祉の専門機関。18歳未満のこどもの福祉に関する様々な問題について相談に応じ、こども及びその家庭についての必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定やその判定に基づく必要な援助(指導、措置)、こどもの一時保護などの業務を行う。
児童虐待	保護者によりこども(18歳に満たない者)に加えられた行為で、こどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもの。「しつけのつもり」で行った行為でも、こどもの心身に著しい害を及ぼすものであれば、しつけではなく虐待である。児童虐待の防止等に関する法律では①身体的虐待、②性的虐待、③保護の怠慢・拒否(ネグレクト)、④心理的虐待の4つの行為類型を児童虐待として規定している。

児童自立生活援助事業	児童福祉施設に入所しているこどもや里親に委託されているこどもの自立を図るため、共同生活を営む住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就労支援を行う事業。 事業の実施場所に応じて、Ⅰ～Ⅲの類型がある。 Ⅰ型：自立援助ホーム Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 Ⅲ型：ファミリーホーム又は里親（親族里親を除く。）の居宅
自立生活支援事業	児童福祉施設に入所しているこどもや里親に委託されているこどもについて、施設退所前等の一定期間、自立のための一人暮らし又は少人数での共同生活体験を通じて、社会的自立に向けた生活指導等を行う事業。
社会的養護 自立支援拠点事業	里親委託や児童福祉施設等から自立したこどもや、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかったこども等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につながり、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、一時的な居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける事業。
巣立ちサポート事業	児童福祉施設に入所しているこどもや里親に委託されているこどもの就職や自立を支援するため、普通自動車免許を取得するための費用を補助する事業（香川県の単独事業）。
た行	
DX	「Digital Transformation」の略称。電子化されたデータとデジタル技術の活用により、社会起点で新たな価値を創出し、サービス、ビジネスモデル、組織等に変革がもたらされること。
特定妊婦等	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべきこども。
特別養子縁組	家庭の様々な事情により、家族とともに暮らすことができないこどもと法律上の新たな親子関係を結ぶことができる制度。実親との関係を法的に断ち、養父母との間に実親子と同様の関係を成立させる。
は行	
パーマネンシー保障	ずっと支えてくれる大人との永続的な関係の下で、こどもが将来を見通せる安定した養育が提供されること。 こうした養育環境が、愛着や自己肯定感を育てることにつながり、こどもの心身の健やかな成長・発達・自立に重要な役割を果たす。
ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	保護者のない、または保護者が適切に監護することができないこどもを里親や児童養護施設職員などの経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する第2種社会福祉事業。
フォスタリング機関	里親等委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、委託中の里親養育への支援、委託措置解除後における支援まで一貫した里親支援を総合的に実施する機関。
や行	
養育支援訪問事業	育児ストレスや産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。

市町こども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策(PI4 関係)  
(各市町の計画から引用)

## 高松市

## ○子育て短期支援事業

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

	実績 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	328 人日	342 人日	348 人日	352 人日	356 人日	360 人日
②確保量	328 人日	342 人日	348 人日	352 人日	356 人日	360 人日
確保の内容 (実施施設数)	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

## ○養育支援訪問事業

	実績 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	25 人	36 人	42 人	48 人	53 人	59 人
②確保量	25 人	36 人	42 人	48 人	53 人	59 人
従事延人数	126 人	185 人	216 人	247 人	272 人	303 人
確保の内容		・実施体制:養育支援員 13 人(保健師・助産師・保育士等)				
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

## ○一時預かり事業

(幼稚園型)

	実績 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	193,340 人日	184,265 人日	179,432 人日	171,834 人日	168,019 人日	167,165 人日
②確保量	193,340 人日	184,265 人日	179,432 人日	171,834 人日	168,019 人日	167,165 人日
確保の内容 (施設数)	49 か所	54 か所	55 か所	55 か所	55 か所	55 か所
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(一般型・余裕活用型)

	実績 令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	9,807 人日	8,378 人日	8,317 人日	8,324 人日	8,255 人日	8,203 人日
②確保量	9,807 人日	8,378 人日	8,317 人日	8,324 人日	8,255 人日	8,203 人日
確保の内容 (施設数)	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所	36 か所
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

## ○子育て世帯訪問支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	1,000 人日	1,400 人日	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日
②確保量(延べ人数)	1,000 人日	1,400 人日	1,600 人日	1,600 人日	1,600 人日
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

○児童育成支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	-	27人	27人	27人	27人
②確保量(実人数)	-	27人	27人	27人	27人
②-①	-	0人	0人	0人	0人

○親子関係形成支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数)	-	14人	14人	14人	14人
②確保量(実人数)	-	14人	14人	14人	14人
②-①	-	0人	0人	0人	0人

丸亀市

○子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

単位:人日、か所

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	①量の見込み(必要量)	113	150	150	150	150	150
	②確保量	113	150	150	150	150	150
トワイライトステイ	①量の見込み(必要量)	42	60	60	60	60	60
	②確保量	42	60	60	60	60	60
確保の内容(実施施設数)		3	4	4	4	4	4
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

単位:件

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要量)	訪問実家庭数	39	39	38	38	38	37
	訪問延べ件数	166	166	164	161	160	158
②確保量	訪問実家庭数	39	39	38	38	38	37
	訪問延べ件数	166	166	164	161	160	158
確保の内容(実施施設数)		香川県助産師会に委託又は丸亀市健康課保健師が訪問					
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

①幼稚園型

<幼稚園型>

単位：人日、か所

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(必要量)	35,610	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
②確保量	35,610	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
確保の内容(実施施設 数)	3	4	4	4	4	4
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

<公立幼稚園等が実施している一時預かり>

単位：人日、か所

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(必要量)	4,433	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②確保量	4,433	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
確保の内容(実施施設 数)	7	10	10	10	10	10
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

②幼稚園型以外

単位：人日、か所

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(必要量)	6,160	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
②確保量	6,160	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保の内容(実施施設 数)	8	8	8	8	8	8
②-①過不足	0	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

○子育て世帯訪問支援事業(ホームヘルプサービス)

単位：件

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見 込み(必要 量)	訪問実家 庭数	5	7	7	7	7	7
	訪問延べ 件数	34	40	39	39	38	38
②確保量	訪問実家 庭数	5	7	7	7	7	7
	訪問延べ 件数	34	40	39	39	38	38
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

○児童育成支援拠点事業(こども第3の居場所)

単位:人日、か所

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(必要量)	3,202	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
②確保量	3,202	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保の内容(実施施設 数)	2	2	2	2	2	2
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

坂出市

○子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人日)	15	15	15	15	15
B 確保の内容(人日)	15	15	15	15	15
B-A(人日)	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人日)	48	48	48	48	48
B 確保の内容(人日)	48	48	48	48	48
B-A(人日)	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

(在園児対象型)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人日)	8,626	8,014	7,935	7,223	7,115
B 確保の内容(人日)	8,626	8,014	7,935	7,223	7,115
B-A(人日)	0	0	0	0	0

(在園児対象型を除く)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人日)	1,755	1,662	1,617	1,537	1,503
B 確保の内容(人日)	1,755	1,662	1,617	1,537	1,503
B-A(人日)	0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み(人)	1	1	1	1	1
B 確保の内容(人)	1	1	1	1	1
B-A(人)	0	0	0	0	0

善通寺市

○子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	8	8	8	7	7
② 確保量	8	8	8	7	7
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	54	51	47	47	44
推計人口(6~8歳)	660	622	601	560	518
② 確保量	54	51	47	47	44
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

(幼稚園型)

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	42,650	36,000	30,720	22,146	22,146
推計人口(0~5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
② 確保量	42,650	36,000	30,720	22,146	22,146
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(幼稚園型以外)

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	692	666	646	634	627
推計人口(0~5歳)	1,140	1,098	1,064	1,045	1,033
② 確保量	692	666	646	634	627
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

単位:人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	30	30	40	40	40
② 確保量	30	30	40	40	40
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○児童育成支援拠点事業

単位:人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	75	80	80
② 確保量	—	—	75	80	80
③ 過不足(②-①)	—	—	0	0	0



観音寺市

○子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10	10
②供給量（確保量）	10	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

単位：人（実人数）

	令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0	10	10	10	10	10
②供給量（確保量）	0	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

単位：人日（年間延べ利用日数）

		令和5年度 （実績）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	幼稚園における預かり保育	24,120	26,475	25,000	23,975	22,825	22,500
	一時預かり事業	764	793	765	750	723	708
②供給量（確保量）	幼稚園における預かり保育	24,120	26,475	25,000	23,975	22,825	22,500
	一時預かり事業	764	793	765	750	723	708
過不足（②－①）	幼稚園における預かり保育	0	0	0	0	0	0
	一時預かり事業	0	0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

・既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

○児童育成支援拠点事業

・既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

○親子関係形成支援事業

・既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

さぬき市

○子育て短期支援事業

(1)短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人	10	10	10	10	10
②確保方策	延べ人	10	10	10	10	10
施設数	か所	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

(2)夜間養育等事業(トワイライト事業)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人	32	32	32	32	32
②確保方策	延べ人	32	32	32	32	32
施設数	か所	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

○一時預かり

(幼稚園型以外)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保方策	延べ人	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

確保の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、適宜実施に向けた検討を行います。
-------	----------------------------------

○児童育成支援拠点事業

確保の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、適宜実施に向けた検討を行います。
-------	----------------------------------

○親子関係形成支援事業

確保の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、適宜実施に向けた検討を行います。
-------	----------------------------------

東かがわ市

○子育て短期支援事業

		実績(見込) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人数(人日)	5	5	5	5	5	5
②確保方策	延べ人数(人日)	5	5	5	5	5	5
	実施施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

		実績(見込) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	対象者数(人)	1	1	1	1	1	1
②確保方策	訪問家庭数(人)	3	1	1	1	1	1
②-①		2	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

(幼稚園型)

		実績(見込) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人数(人日)	10	10	10	10	10	10
②確保方策	延べ人数(人日)	100	100	100	100	100	100
	実施施設数(箇所)	4	4	4	4	4	4
②-①		90	90	90	90	90	90

(一般型)

		実績(見込) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人数(人日)	816	720	677	636	598	562
② 確保方策	延べ人数(人日)	720	720	720	720	720	720
	実施施設数(箇所)	4	4	4	4	4	4
②-①		▲116	0	43	84	122	158

○子育て世帯訪問支援事業(子育てホームヘルプサービス事業)

		実績(見込) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ人数(人日)	40	20	19	19	18	17
② 確保方策	延べ人数(人日)	40	20	19	19	18	17
②-①		0	0	0	0	0	0

○児童育成支援拠点事業

・令和6年度現在、本事業の実施はありません。地域の実情を把握しながら、支援を必要とするこどもに対しては、関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

○親子関係形成支援事業

		実績(見込) 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	実人数(人)		12	11	11	10	10
② 確保方策	実人数(人)		12	11	11	10	10
②-①			0	0	0	0	0

三豊市

○子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

単位:人日

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

○養育支援訪問事業

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

○一時預かり事業

①幼稚園型

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61,620	58,539	55,612	52,831	50,819
確保方策	61,620	61,620	61,620	61,620	61,620

②幼稚園型以外

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

○子育て世帯訪問支援事業

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	144	144	144	144	144
確保方策	144	144	144	144	144

○児童育成支援拠点事業

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	-	-	-	-	-

○親子関係形成支援事業

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	5	5	5
確保方策	3	3	5	5	5

土庄町

○子育て短期支援事業

町独自での実施は困難であるため、民間事業者などと連携した提供体制の整備を検討するほか、親族や地域などの中で子どもをみてもらえる気運の醸成に努めます。

○養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保量	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	保健師・栄養士による訪問を実施				

○一時預かり事業

(幼稚園型・在園児対象)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延13人	延11人	延10人	延10人	延9人
②確保量	延13人	延11人	延10人	延10人	延9人
確保の内容	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(幼稚園型以外(未就園児対象))

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延142人	延130人	延122人	延118人	延114人
②確保量	延142人	延130人	延122人	延118人	延114人
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○子育て世帯訪問支援事業

本町では現在未実施です。国の子育て支援に関する動向を注視し、提供体制の整備を検討します。

○児童育成支援拠点事業

本町では現在未実施です。国の子育て支援に関する動向を注視し、提供体制の整備を検討します。

○親子関係形成支援事業

本町では現在未実施です。国の子育て支援に関する動向を注視し、提供体制の整備を検討します。

小豆島町

○子育て短期支援事業

本町には、養護するために適した実施施設がないことや、NPO 法人リトル・ビーンズによる夜間保育の利用実績がないことから、今回の計画期間内では、事業は実施しません。

○養育支援訪問事業

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5

乳児家庭全戸訪問の際、支援が必要と判断された場合に、養育支援訪問事業を実施しています。

また、関係機関が適切な支援のために必要な情報の交換を行い、要支援児童、特定妊婦を早期発見し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

○一時預かり事業

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,185	4,185	4,185	4,185	4,185
在園児童対象	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475
在園児以外	710	710	710	710	710
②確保方策	4,185	4,185	4,185	4,185	4,185
在園児童対象	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475
在園児以外	710	710	710	710	710

○子育て世帯訪問支援事業

本町では実施していません。家庭を訪問し、家事・育児支援を実施する事業であるため、専門的な知識を持った事業者へ委託等を行う必要があります。実施の必要があるか、今後検討していきます。

○児童育成支援拠点事業

本町には該当施設がなく実施していません。

この事業とは異なりますが、教育委員会では、学校に行くことができない児童・生徒の居場所として、「小豆地区教育支援センター若竹教室」を設置し、児童・生徒の学校復帰を支援し、社会自立に資するよう活動しています。

○親子関係形成支援事業

現状では、個別に相談対応しているため実施していません。今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じて対応していきます。

三木町

○子育て短期支援事業

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	16	16	16	16	16
確保方策	365	365	365	365	365

○養育支援訪問事業

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

○一時預かり事業  
(幼稚園型)

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1号認定による利用	696	641	600	578	548
	2号認定による利用	37,200	34,320	32,160	30,960	29,280
確保方策	1号認定による利用	696	641	600	578	548
	2号認定による利用	37,200	34,320	18,600	18,622	18,652
過不足		0	0	△13,560	△12,338	△10,628

(その他)

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
確保方策		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

○子育てホームヘルプサービス事業(子育て世帯訪問支援事業)

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		20	20	20	20	20
確保方策		20	20	20	20	20

直島町

○子育て短期支援事業

本町では、事業の実施予定はありません。

○養育支援訪問事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	6	6	6	6	6

○一時預かり事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (のべ利用者数)	139	128	134	135	139
②確保方策 (のべ利用者数)	750	750	750	750	750
②-①	611	622	616	615	611

○子育て世帯訪問支援事業

本町では、事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。



○児童育成支援拠点事業

本町では、事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。

○親子関係形成支援事業

本町では、事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。

宇多津町

○子育て短期支援事業

(ショートステイ事業)

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

(トワイライトステイ事業)

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

(単位:人・件)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(養護対応相談)	180	180	180	180	180
実施体制(確保方策)	①対象者把握:児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供 ②対応策決定:要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議 ③実施内容:町窓口や訪問による相談支援、情報提供等				

○一時預かり事業

(幼稚園型)

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	1号による利用	567	567	498	464	430
	2号による利用	875	875	728	728	659
	①小計	1,442	1,442	1,226	1,192	1,089
②確保の内容	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
②-①	5,558	5,558	5,774	5,808	5,911	

(対象:3~5歳)

(幼稚園型を除く)

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	436	394	394	394	394
②確保の内容	500	500	500	500	500
②-①	64	106	106	106	106

(対象:0~2歳)

○子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ)	1,370	1,363	1,357	1,351	1,343
実施体制(確保方策)	<p>量の見込みについては、国の算出方法に基づいた形式上の数値であるため、今後の様々な事業実施の中でより正確なニーズを把握し、職員の確保等支援体制の整備に努めます。</p> <p>【実施手順(参考)】</p> <p>①対象者把握:児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供</p> <p>②対応策決定:要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議</p> <p>③実施場所 :対象者の居宅</p> <p>④実施内容 :家事・子育ての援助や相談支援、情報提供等</p>				

○児童育成支援拠点事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実数)	18	18	18	18	18
実施体制(確保方策)	<p>量の見込みについては、国の算出方法に基づいた形式上の数値であるため、今後の様々な事業実施の中でより正確なニーズを把握し、職員の確保や居場所の確保等支援体制の整備に努めます。</p> <p>【実施手順(参考)】</p> <p>①対象者把握:児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供</p> <p>②対応策決定:要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議</p> <p>③実施場所 :町保健センターや児童館等その他の居場所となる場の開設を検討</p> <p>④実施内容 :生活指導、学習支援、相談支援、食事の提供等</p>				

○親子関係形成支援事業

(単位:人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実数)	4	4	4	4	4
実施体制(確保方策)	<p>量の見込みについては、国の算出方法に基づいた形式上の数値であるため、今後の様々な事業実施の中でより正確なニーズを把握し、職員の確保等支援体制の整備に努めます。</p> <p>【実施手順(参考)】</p> <p>①対象者把握:児童相談所等からの通告や、乳児家庭全戸訪問事業等による関係機関からの情報提供</p> <p>②対応策決定:要保護児童対策地域協議会等による関係機関との協議</p> <p>③実施場所 :町保健センター等</p> <p>④実施内容 :家庭状況の確認・助言や相談支援、情報提供等</p>				

綾川町

○子育て短期支援事業

利用者数(延べ)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	48	47	46	45
②確保方策	49	48	47	46	45
②-①	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

訪問数(実人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

○一時預かり事業

(1) 在園児(1号認定児)対象の預かり保育

利用者数(延べ)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	27	25	27	26	28
②量の見込み(2号認定)	-	-	-	-	-
②確保方策	こども園でニーズに対応します				
②-①	0	0	0	0	0

(2) 未就園児対象の一時保育

利用者数(延べ)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,766	1,747	1,782	1,733	1,790
②確保方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②-①	1,114	1,133	1,098	1,147	1,090

○子育て世帯訪問支援事業

ニーズに応じた確保ができるよう努めます。

琴平町

○子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

(年間の延べ利用者数)

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策(提供量)	4	4	4	4	4

(年間の延べ利用者数)

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策(提供量)	0	0	0	0	0

○養育支援訪問事業

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	59	59	59	59	59
確保方策(提供量)	59	59	59	59	59

○一時預かり事業

①幼稚園・こども園における在園児を対象とした預かり保育:1号認定

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	9	10	9	10
確保方策(提供量)	11	9	10	9	10

②幼稚園型を除く

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策(提供量)	0	0	0	0	0

本町では、現在休止中ですが、再開を検討していきます。

○子育て世帯訪問支援事業

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策(提供量)	0	0	0	0	0

本町では、対象者の世帯訪問は実施しますが、具体的な援助については本計画中に実施を見込みません。

○児童育成支援拠点事業

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策(提供量)	0	0	0	0	0

本町では、スクールソーシャルワーカー等による世帯訪問を実施しますが、本計画中に実施を見込みません。

○親子関係形成支援事業

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策(提供量)	0	0	0	0	0

本町では、対象者の世帯訪問は実施しますが、本計画中に実施を見込みません。

多度津町

○子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

(ショートステイ(短期入所生活援助事業))

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		31	29	28	27	26
②確保方策	延べ利用日数	31	29	28	27	26
	実施か所数	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

(トワイライトステイ(夜間養護等事業))

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保方策	延べ利用日数	3	3	3	3	3
	実施か所数	3	3	3	3	3
②-①		3	3	3	3	3

○養育支援訪問事業

単位:人日/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		21	21	20	19	19
②確保方策		21	21	20	19	19
②-①		0	0	0	0	0

○一時預かり事業

(幼稚園型)

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定	5,948	5,293	5,020	4,802	4,747
	2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	延べ利用人数	5,948	5,293	5,020	4,802	4,747
	実施か所数	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

(幼稚園型以外)

単位:人日/年・か所		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		212	198	194	186	182
②確保方策	延べ利用日数	212	198	194	186	182
	実施か所数	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

現時点における計画期間内での実施予定はありません。今後、実施の可否について、検討していきます。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	32	29	26	24
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲35	▲32	▲29	▲26	▲24

○児童育成支援拠点事業

現時点における計画期間内での実施予定はありません。今後、実施の可否について、検討していきます。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	32	29	26	24
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲35	▲32	▲29	▲26	▲24

○親子関係形成支援事業

現時点における計画期間内での実施予定はありません。今後、実施の可否について、検討していきます。

単位:人日/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	32	29	26	24
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲35	▲32	▲29	▲26	▲24

まんのう町

○子育て短期支援事業

人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(ショートステイ)	7	7	7	7	7
①量の見込み(トワイライトステイ)	14	14	14	14	14
②確保方策	町内外の施設や里親に委託し、事業を実施していきます。				

○養育支援訪問事業等

人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保方策	保健師または助産師が家庭を訪問し、事業を実施していきます。				

○一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(1号認定))

※本町では幼稚園を設置していないため、量の見込みの算出対象外となります。

(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育(2号認定))

※本町では幼稚園を設置していないため、量の見込みの算出対象外となります。

(一時預かり事業(上記以外の一時預かり))

人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,844	2,688	2,542	2,516	2,486
②確保方策	2,844	2,688	2,542	2,516	2,486
②-①	0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					

※本町においては現在、国の動向を確認しつつ体制の整備に努めております。

○児童育成支援拠点事業

人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					

※本町においては現在、国の動向を確認しつつ体制の整備に努めております。

○親子関係形成支援事業

人/年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
②確保方策					

※本町においては現在、国の動向を確認しつつ体制の整備に努めております。